

平成28年度 社会福祉法人明照福祉会 事業計画

改正社会福祉法が平成28年3月31日に成立し、平成29年4月1日に全面施行されます(一部は平成28年4月1日に施行)。この改正社会福祉法の施行により、社会福祉法人は法律によって、これまで以上に高い公益性や非営利性を確保すること、国民に対する説明責任を果たすこと、地域社会に貢献すること等が求められるとともに、これらを確実に実行することができるガバナンスを構築することが求められます。今回の社会福祉法改正の背景には、これまでに社会福祉法人が経験したことの無い社会からの厳しい批判があり、法改正が行われた今も批判は続いていることから、この批判を真摯に受け止め、今回の法改正を一つの契機として、自らのあり方を常に見直し、法や社会が求める以上の高い公益性や非営利性の確保、そのためのガバナンスのあり方等を追及し続ける必要があります。

平成27年度は、児童、高齢、障がいのすべての分野において制度改正が行われましたが、この制度改正による影響が予想以上に大きく、また、変化する利用者のニーズへの対応、人材確保の問題などとも絡み合い、平成27年度中に解決を図ることができなかった問題も多く、平成28年度は、これらの問題の解決に取り組む必要があります。児童の分野においては、平成27年度の途中から、入所を希望する児童数に対して保育士数が不足する状態となり、入所希望者が入所できないという状況が続いており、高齢と障がいの分野においては、報酬単価の削減が大きく影響しており、利用者数が増加しても、収入が伸びない、あるいは、利用者増に伴い人員を増員したが、その分の収入増が見込めないなどの問題があるなど、法人経営に大きな影響を与える問題が山積していることから、早急に、これらの問題の解決に取り組む必要があります。

平成28年度は、「相談支援」と「ホームヘルパー派遣」に関する事業を強化することを目的に、平成28年4月1日付けで組織再編を行い、また、新規事業を開始します。

「相談支援」の強化については、介護保険における居宅介護支援事業所と障害者総合支援法における相談支援事業所を統合し、「相談支援センター明照」として再編します。新しい事業所では、これまでのように対象者によって別々の事業所に対応するのではなく、1つの窓口で、高齢者と障がい者に関する相談に応じる、相談支援における窓口のワンストップ化を目的としています。今回は高齢者と障がい者に関する相談窓口の一本化ですが、今後は、児童(障がい児を含む)を含め、福祉に関するあらゆる相談を受け止めることのできる窓口として発展させていきます。

「ホームヘルパー派遣」の強化については、明照ヘルパーステーションで障がい者に対するホームヘルパーの派遣を行うために、障害者総合支援法における居宅介護等事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護)を開始します。これまで地域や関係機関から要望のあった事業であり、平成26年度から事業実施のための準備を行ってきたところですが、漸くその準備が整い、宮崎市から事業所として指定を受けることができたものです。

今回は、「相談支援」と「ホームヘルパー派遣」に関する事業強化を目的とした組織再編等ですが、住み慣れた地域で1日でも長く在宅生活を継続するためには、法人内の横の連携を充実・強化し、必要に応じて本会のあらゆるサービスを有効に組み合わせ提供する必要があるとともに、必要なサービスが本会にない場合は、他法人との連携、あるいは、新たに本会がサービスを創りだすことも視野に入れ、今まで以上に柔軟な組織運営を行っていく必要があります。

平成27年9月17日に、厚生労働省が「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 - 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン -」を発表しました。このビジョンは、厚生労働省内のプロジェクトチームが作成したのですが、チームのメンバーは、厚生労働省内の福祉に係る局長以下、課長、課長補佐級によって横断的に組織されており、また、ビジョンの一部は、平成28年度から予算化され、実際に取り組みれることから、このビジョンが、国の目指す、今後の福祉サービスのあり方もいえます。

このビジョンで目指す福祉サービスのあり方については、「対象を限定しない地域包括支援」「相談支援のワンストップ化」「アウトリーチ」「複合的なニーズへの対応」「伴走型支援」「新たな地域資源の創造」をポイントしてあげることができます。

これまで本会が取り組んできたことを振り返ると、相談支援やホームヘルパー派遣の強化は、「相談支

援のワンストップ化」や「複合的なニーズへの対応」であり、平成25年度に事業化した配食サービスは「新たな地域資源の創造」であり、法人全体で児童、高齢、障がいの各分野の事業に取り組んでいることは「対象を限定しない地域包括支援」であると言えます。これらの点から、本会が目指していること、そのための取り組みは、国が目指す方向性と違いがないと言えます。

今後は、法人内のあらゆるサービスを「面」でつなぐことで、今以上に「複合的なニーズへの対応」や「伴走型支援」を可能にし、積極的に地域に出向くこと（アウトリーチ）で、支援を必要としているニーズを顕在化するとともに、そのニーズに対応し、必要なサービスがなければ、それを創りだすような取り組みを充実する必要があります。

平成28年度は、改正社会福祉法が施行され、社会福祉法人制度が見直されるなど、大きな変革の年になります。変わりゆく制度、新たな課題等に対応することは勿論ですが、変化への対応に注力しすぎると、物事が大きく変わる中でも変わることのない大切なことを見落とししてしまうことがあり、結果として表面を繕うだけの対応となってしまいます。

「福祉」とは、人々の「幸せ」であり、「福祉の仕事」は、人々が幸せに暮らしていくことを支えることです。それぞれの時代において、優先して取り組むべき福祉的課題は異なりますが、「人々が幸せに暮らしていくことを支える」という考え方は、どの時代においても共通する、変わることのない大切な考え方であり、これこそが社会福祉法人が活動する際の共通の「理念」であるといえます。物事が大きく変わる時だからこそ、私たちは何のために働いているのか、誰のために仕事をしているのかということを改めて考える必要があり、すべての職員が、この「理念」を共通基盤として、制度改正や新たな課題に取り組むことが必要です。

平成28年度は、社会福祉法人としての「原点」に立ち返り、「理念」を自ら見つめ直すとともに、今後の福祉を取り巻く環境の変化等に対応するため、次の7つの重点事項について、具体的に取り組みます。

(1) 改正社会福祉法への対応

改正社会福祉法が社会福祉法人に求める「高い公益性や非営利性の確保」「説明責任」「地域社会への貢献」などを確実に実施するためには、それを実行可能とするガバナンスの確立が不可欠です。そのため、改正社会福祉法に基づいて法人組織のあり方を見直すとともに、法が求める以上の高い公益性や非営利性を確保することができる体制の整備を図ります。

(2) 制度内の福祉サービスの充実・強化

制度改正による問題を解決し、その上で、既存の施設・事業所のサービスの質を高める取り組みを行うことで、利用者等の様々な問題の解決を図り、生活の安定を支援します。

また、利用者等のサービスへの満足度が向上することにより、安定した施設・事業所の経営を行うことができ、経営が安定することにより、「制度外の福祉サービス」へ挑戦できる環境を整えることができます。

(3) 制度外の福祉サービスの充実・強化

既存の制度等では対応できない新たな課題やニーズに対して、社会福祉法人の使命、責務として、必要に応じて新たなサービスを創りだすなど積極的に対応し、その課題解決を図ります。

(4) 地域社会への貢献

地域社会への貢献は、法に規定されたから行うものではなく、社会福祉法人であれば行うことが当然のことであるという意識の下、本会では、法改正前から施設・事業所が所在する地域において、それぞれの特性を活かし、社会福祉法人としての地域貢献を積極的に推進してきました。しかし、改正社会福祉法において「地域社会への貢献」が明確に社会福祉法人の取り組むべきこととして規定されたことから、これを一つの契機として、本会の地域社会への貢献のあり方をあらゆる角度から見直し、真に地域社会が必要としている活動に取り組めます。

(5) 情報公開及び情報提供の推進

「社会福祉施設は知っているが、社会福祉法人は知らない。」という地域住民が多いことから、社会福祉法人として自らの情報を積極的に公開し、また、本会が取り組んでいることなどを情報発信することで社会福祉法人の認知度を高める必要があります。このことにより本会の認知度の向上、本会の取り組む事業等への理解促進を図ります。

(6) 災害への備え

日頃から災害による被害を最小限にとどめる事前の取り組みを行うとともに、災害が発生した時には、利用者等の生命の安全を第一に、即対応できる体制の整備に努めます。

また、宮崎市が進めている福祉避難所について、施設・事業所の地理的環境や物理的環境等が適しているのであれば、積極的にその指定を受け、災害時において地域に貢献できるよう、その環境の整備に努めます。

(7) 人材の確保と育成

人材の確保が困難な中でも確実に人材を確保し、確保した人材を社会福祉法人の一員として育成するとともに、離職せず働き続けることができる環境を整備する必要があります。

また、上記(1)～(6)を実現可能とするためには、サービスの提供に携わる職員一人ひとりの知識、技術、意識の向上を図ることが必要です。特に意識の向上については、改正社会福祉法の趣旨を理解し、社会福祉法人の一員であるという自覚を強く持つことが必要であり、そのための職員研修等の充実を図ります。

平成28年度は、上記のような現状認識に基づき法人としての取り組みを行いますが、児童、高齢、障がい各分野においては、それぞれの分野ごとに固有の問題があり、その解決も急がれるところです。そこで、対応可能なものについては、法人内の各部門において積極的に取り組みを行っていきます。

また、地域公益活動について、個々の施設・事業所ごとの取り組みに加え、関係部門の横断的な連携による取り組みを強化するため、さらに充実・強化する事業について、個別の事業計画を作成し、取り組みます。

各部門における主な取り組み内容については、次のとおりです。

児童福祉部門

平成27年4月に、新たに施行された「子ども・子育て支援法」に基づく制度改正が行われましたが、一部、詳細が定まらないまま新制度が施行されたことから市町村の対応も遅れ、サービスの利用において、実際は利用できたにも関わらず誤った解釈によって利用できなかったこともあり、サービスを必要としている方々の一部に混乱を生じさせることができました。今後は、この反省を生かし、すべての職員が制度を正しく理解し、サービスの利用を希望されている方に正しい情報を提供することができるように努めます。

また、新制度においても、3つの保育所とも認可保育所として運営してきましたが、保育所を取り巻く環境は常に変化し続けていることから、状況に応じて、認定こども園に移行することができるように準備を進めておく必要があります。

人材確保の問題では、保育士定数に対して保育士が不足することもあり、入所を希望する方がいても受け入れることができない状況があり、今後は、このような状況になることがないように、計画的に人材を確保し、それぞれの保育所に適正に配置していくことは勿論、保育士定数にゆとりのある保育所から必要に応じて保育士を派遣するなど、柔軟に対応できる体制を整備します。

宮崎市の推計では、平成29年度をピークに、それ以降、保育を必要とする児童数が減少する見込みです。現在、宮崎市では、平成29年度のピーク時に対応するために保育所等の新設や定員の増員を行っているため、平成30年度以降は、明らかに過当競争の時代になります。本会の3つの保育所については、その様な状況においても選んでいただける保育所としてあり続けなければなりません。そのためには、人々をひきつける「魅力(強み)」が必要です。これまで取り組んできたことや保育所の置かれている環境を見ると、「障がい児保育の充実」「佐土原町という適度に田舎である環境」「法人内資源の有効活用」などが、「魅力(強み)」としてあげられるのではないかと考えます。各保育所において「魅力(強み)」を明らかにし、それを磨いていく取り組みを行います。

平成27年度から、地域の子育て家庭を支援することを目的に、宮崎県と宮崎市が実施する「ペアレントトレーナー養成講座」を修了した保育士等による事業(「スマイルクラブ」)を開始しました。この事業は、法人としての地域貢献事業として位置づけ、平成28年度はさらに充実して取り組みます。

児童福祉部門については、3つの保育所での取り組みが中心となりますが、今後、障がい児保育を充実させるためには、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の「児童発達支援事業」と「放課後等デイサービス」の実施も含めて、今後のサービスのあり方について検討するとともに、積極的に障がい児を受け入れていく必要があります。

また、病後児保育についても、ニーズはあるが環境が整わないために実施できていないため、平成28年度中に事業を開始できるよう、その環境の整備に努めます。

就学児童については、これまでどおり、佐土原児童クラブや、原口保育園と佐土原保育園で実施する学童保育において対応します。また、佐土原小学校区内にある明照保育園と佐土原保育園、佐土原児童クラブに加え、明照保育園と姉妹園の関係にある佐土原幼稚園との連携をさらに強化し、保・幼・小の具体的な連携のあり方について、取り組みを行います。

高齢者福祉部門

明照福祉会の夢、「福祉の力で地域を活性化する」を実現するために、既に実施している高齢者福祉の充実は勿論ですが、幅の広い社会福祉事業に取り組むこと、また、社会福祉法人としての地域活動の実施、あらゆるニーズに対応するための地域包括ケアの考え方に基づいた事業に取り組むことを目標とし、次のようなことに重点的に取り組みます。

(1) それぞれの事業所の特性や地域性を活かしてサービスの質の向上を図り、経営の安定化を目指します。

2025年問題など、高齢者を取り巻く状況は急速に変化していることから、常に先を見越した事業展開に努め、介護保険の理念にある「利用者本位、自立支援、機能改善予防」を念頭に、利用者及び家族、地域にとって必要なサービスの提供に努めていきます。

また、地域包括ケアシステムの中でどのような役割を担うことができるのか、また、期待される役割はどのようなことであるのかを考え、その実践に努めます。

(2) 地域の福祉ニーズに応じた包括的な相談支援やサービスのマネジメントに努め、高齢者分野に限らず障がい者分野においてもその実践の裾野を広げます。

介護保険における居宅介護支援事業所と障害者総合支援法における相談支援事業所を統合し、「相談支援センター明照」として再編します。この新しい事業所では、これまで別々の事業所として高齢者と障がい者の相談支援を行っていましたが、これまでも、高齢の認知症の親と知的障害の子が同居する家庭があるなど、一つの家庭で複合的なニーズを抱えているところが少なくないという現状があり、このような家庭に対して迅速に対応できる窓口を法人内に整備する必要があったこと、障がい者については、65歳になると、原則として介護保険が優先されるという問題があり、障害者総合支援法から介護保険法への円滑な移行が必要であること、地域からの福祉に関する様々な相談をいわゆる「たらい回し」にすることなくワンストップで受け止めることができる窓口の設置が必要であることなどを目的に行うものです。

明照ヘルパーステーションでは、障がい者に対してホームヘルパーの派遣を行うために、障害者総合支援法における居宅介護等事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護）を開始します。高齢者や障がい者が在宅生活を継続するためには、介護保険法や障害者総合支援法に基づくサービスだけでは難しい場合もあることから、必要に応じて、現在実施している有償ホームヘルプ事業を見直し、柔軟に対応するとともに、配食サービスやデイサービスセンター、あるいは那珂の郷の事業も有効に活用するなど、高齢者や障がい者が1日でも長く在宅で生活を続けることができるように、法人内の他事業とも横の連携を取りながら取り組んでいきます。

宮崎市においては、平成29年度から新たな総合支援事業が開始されることから、対象者が現行のサービスから新総合支援事業へスムーズに移行できるよう努めていきます。

(3) 地域との共存、連携、貢献など幅広い繋がりを持ち、地域に愛される施設・事業所を目指します。

様々な機会を活用し、地域の方々が本会に求めることを把握し、地域の方々のニーズに応じた地域貢献活動を行います。

また、「地域を呼び込む」「地域へ出かける」を合言葉に、地域との接点を多くもつ事業に努めることで、地域との結束を強め、地域と共存し、地域の活性化を目指します。

(4) 人間性、社会性を磨き、職業人、福祉人としての自覚、プロとして専門職の責任を持ち、地域や利用者等にもてる専門性を還元できる人材を育成します。

職員の意識調査を実施するなど、個々の職員が抱えている課題や問題を明らかにした上で、ヒアリング等の機会を通じ、個々の職員が抱える課題等の解決を促すとともに福祉の仕事の魅力を伝え、仕事に対するモチベーションを高めることができるような取り組みを行います。

介護福祉士や介護支援専門員等の資格取得について、勉強会等を開催することで支援するとともに、これらの取り組みを通してスキルの向上を図ります。

人材確保が難しい中、指定基準に近い職員体制で施設・事業所の運営をせざるを得ない場合もあることから、施設・事業所の垣根を越えて、様々な場所で、様々な業務を行うことができる、いわゆる「オールラウンドプレイヤー」を育成します。また、個々の専門職の更なる質の向上も求められていることから、各専門職委員会での研修等を充実し、より専門知識を深めるとともに職種間の横の連携の強化に努めます。

障がい者福祉部門

平成26年度から那珂の郷において取り組んできた相談支援事業について、平成28年度からは、佐土原町第二在宅介護支援センターと統合し、介護保険における居宅介護支援事業と障害者総合支援法における相談支援事業を中心に、相談支援を専門とする事業所、「相談支援センター明照」として再編します。これまで以上に相談支援に関する専門性を追求するとともに、所在地も那珂の郷から離れることで、より公平・中立を旨とした事業展開に努めます。

また、明照ヘルパーステーションにおいて、障害者総合支援法に基づく居宅介護等事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護）を開始することから、これまで以上に高齢者福祉部門と障がい者福祉部門の連携を強化していく必要があります。

那珂の郷の利用については、今後も支援学校高等部の卒業生を中心に、利用希望が多く寄せられることが予想されますが、現在の那珂の郷の環境では、これ以上、新規の利用者を受け入れることが難しい状況となっています。特に生活介護事業の希望が多くありますが、既に受入の限度に達していることから、その定員増、あるいは生活介護事業所の新設が望まれるところです。このことについては、宮崎市が策定しているサービスの供給量に関する計画と関連することから、宮崎市への働きかけを強化するなど、その実現に取り組めます。

毎年の課題として、利用者の増加や高齢化があります。利用者の高齢化については、利用者の保護者の高齢化の問題でもあり、親亡き後の自宅での利用者の生活をどのように支えるのかという問題でもあります。現在、本会には、障がい者の自宅以外の住まいとなるグループホーム等がないことから、他法人の入所（入居）できる施設・事業所の入所（入居）待ちをしており、退所（居）者があった場合は、すぐにでも入所（入居）を予定している方がいます。そのため、障がい者の住まいとしてのグループホームについて、緊急を要する最重要課題として取り組めます。

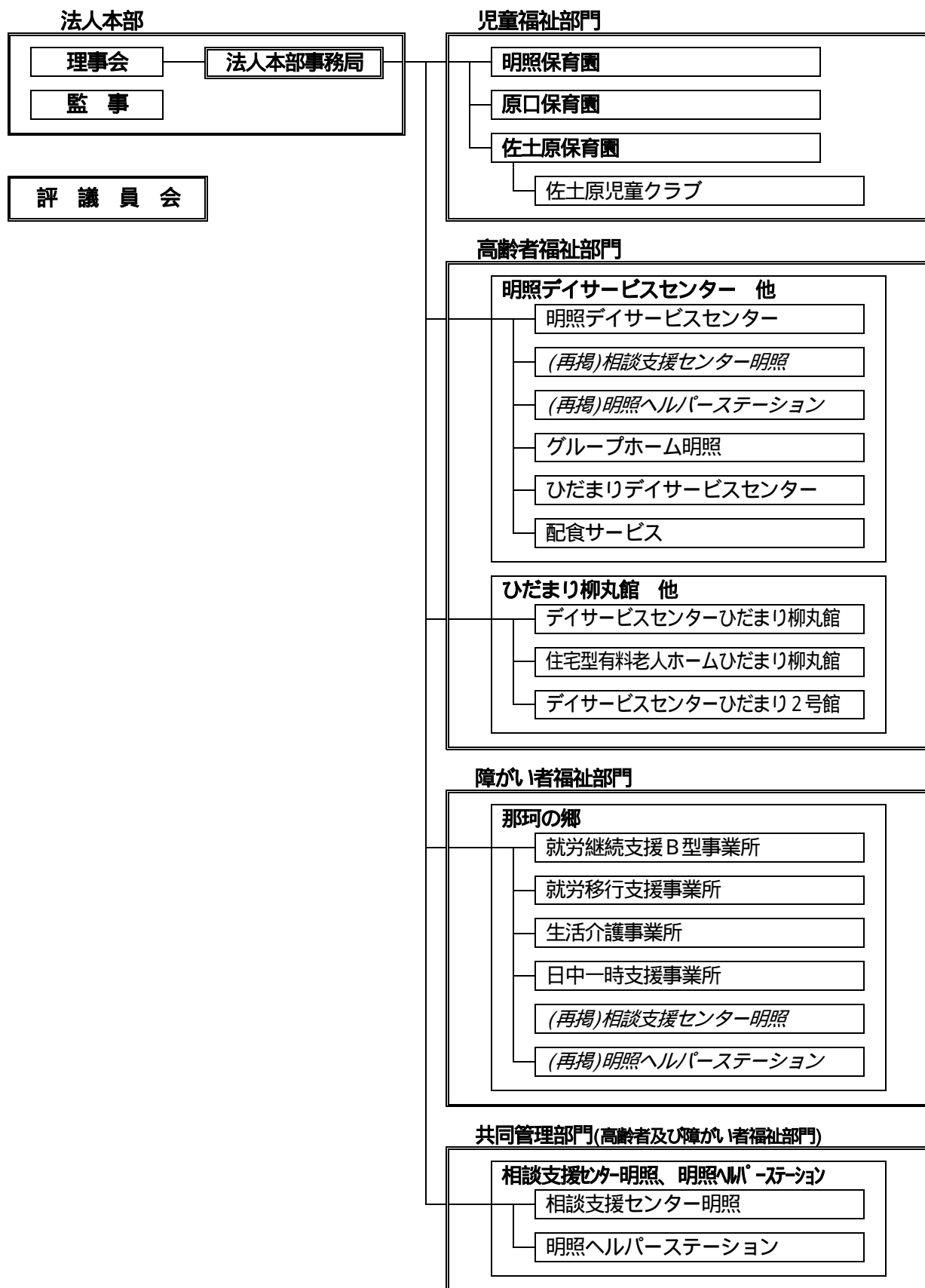
また、これまで知的障がい者（日中一時支援事業の知的障がい児を含む）を主な対象者として事業を行ってきましたが、地域には、知的障がい児、身体、精神といった他の障がいを持たれている方も多くいることから、今後は、知的障がい者以外の方々へのサービス提供のあり方について検討していきます。

地域公益活動

改正社会福祉法により、社会福祉法人は、地域公益活動を行うことが法律上、義務化されました。しかし、社会福祉法人の成り立ちを見ると、地域社会に対して公益的な活動を行うことは当然のことであり、本会もその認識のもと、これまでも様々な取り組みを行ってきました。これまでも、地域にとって必要なことに、積極的に挑戦していきます。その中でも、児童福祉部門の「スマイルクラブ」と高齢者福祉部門の「配食サービス」について個別の事業計画を作成し、さらに内容を充実し、取り組めます。

平成28年度は、上記のような法人としての重点事項及び部門別の主な取り組み内容等に基づき、各施設・事業所において事業を実施するとともに、地域公益活動にも積極的に取り組めます。

平成28年度社会福祉法人明照福祉会組織図



各施設・事業所の概要

児童福祉部門

1 明照保育園（認可保育所）

定員90名

通常の保育事業に加えて、「延長保育」「一時保育」「休日保育」等を実施
その他の補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施
その他、必要に応じて園庭開放等を実施

2 原口保育園（認可保育所）

定員90名

通常の保育事業に加えて、「延長保育」「一時保育」等を実施
その他の補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施
その他、必要に応じて園庭開放等を実施
自主事業として「学童保育事業」を実施
「病後児保育」については、必要な職員体制が整い次第、実施の予定

3 佐土原保育園（認可保育所）

定員60名

通常の保育事業に加えて、「延長保育」「一時保育」等を実施
その他、補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施
その他、必要に応じて園庭開放等を実施
自主事業として「学童保育事業」を実施
「佐土原児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」を併設
宮崎市からの受託事業
定員44名（佐土原小学校在学の6年生までが対象）

高齢者福祉部門

1 明照デイサービスセンター 他

(1) 明照デイサービスセンター（指定(介護予防)通所介護事業所）

定員45名

報酬単価：通常規模

サロン事業を実施

(2) 再掲 相談支援センター明照（指定居宅介護支援事業所）

(3) 再掲 明照ヘルパーステーション（指定(介護予防)訪問介護事業所）

(4) グループホーム明照（指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所）

定員9名（1ユニット）

(5) ひだまりデイサービスセンター（指定(介護予防)通所介護事業所）

定員16名

報酬単価：小規模

サロン事業を実施

平成28年4月1日付けで「地域密着型通所介護事業所」へ移行

(6) 配食サービス事業

月曜日から土曜日の昼食及び夕食の配食

1食あたり450円（主食抜きの場合400円）

2 ひだまり柳丸館

(1) デイサービスセンターひだまり柳丸館（指定(介護予防)通所介護事業所）

定員 21名
報酬単価：小規模
サロン事業を実施

(2) 住宅型有料老人ホームひだまり柳丸館

定員 21名（個室 15 部屋、2 人部屋可能 3 部屋）
老人福祉法第 29 条第 1 項に規定されている事業

(3) デイサービスセンターひだまり 2 号館（指定(介護予防)通所介護事業所）

定員 28 名
報酬単価：通常規模
サロン事業を実施

障がい者福祉部門

1 那珂の郷

(1) 就労継続支援 B 型事業所

定員 20 名
非雇用契約型による就労や生産活動の機会を提供する

(2) 就労移行支援事業所

定員 6 名
一般就労へ向けた取り組みを実施

(3) 生活介護事業所

定員 14 名
利用対象者
常時介護が必要な障がい者であって、障がい程度区分が 3（施設入所支援を併せて利用する場合は区分 4）以上である方、又は年齢が 50 歳以上で、障がい程度区分 2（施設入所支援を併せて利用する場合は区分 3）以上である方

(4) 日中一時支援事業所（地域生活支援事業）

定員 10 名
利用対象者
中学生以上の知的障がい児・者

(5) 再掲 相談支援センター明照（相談支援事業）

(6) 再掲 明照ヘルパーステーション（居宅介護等事業）

共同管理部門（高齢者福祉部門及び障がい者福祉部門）

1 相談支援センター明照

高齢者福祉及び障がい者福祉に関する相談支援に係る事業を実施する。

(1) 居宅介護支援事業部門

介護保険における指定居宅介護支援事業を実施。
老人在宅介護支援センター事業を実施。

(2) 相談支援事業部門

障害者総合支援法における特定相談支援事業及び障害児相談支援事業を実施。

2 明照ヘルパーステーション（居宅介護等事業）

介護保険法及び障がい者総合支援法に基づく高齢者及び障がい者へのホームヘルパーの派遣、制度外サービスとして有償ホームヘルプサービス事業を実施する。

(1) 訪問介護事業部門

介護保険法における訪問介護事業

(2) 居宅介護等事業部門

障害者総合支援法における居宅介護、重度訪問介護、同行援護事業を行う。

明照保育園

平成28年度事業計画

1 目 標

豊富な自然環境や社会資源を活かし、明るく素直な心、おもいやりのある心、自分で考え行動する力、健康で元気に活動する力を培うことを目標とし、一人ひとりの発達過程に応じた保育を行います。

2 目指す保育園像、園児像、保育士像

(1) めざす保育園像

子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する保育園
家庭と連携し、相互の信頼関係をもとに、子育ての一貫性を持つ保育園
地域、近隣施設との交流や、自然環境を多いに生かし、豊かな感性を育む保育園

(2) あるべき子どもの姿

笑顔であいさつできる子ども
感謝の気持ちや思いやりの心を持つ子ども
自然に親しみ好奇心や探究心を持つ子ども
心身ともに明るく健康な子ども

(3) めざす保育士像

保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する保育士
個性を生かし伸ばせる保育士
保育士として資質の向上に努め苦手な分野に自ら取り組む姿勢を持つ保育士
一人ひとりに愛情を持って寄り添い信頼関係を結べる保育士

3 基本方針

近年の経済状況により、保護者の就労形態が大きく変化しています。そのため、子どもや保護者に対する支援、地域の子育て支援を担う保育園の役割は、ますます重要視されています。

そこで明照保育園では

友だちや保育者への信頼感など人との関わりの中で安心感を育みます。

生活の基礎を知り自らやり遂げようとする向上心、相手を認め自分を認める自己肯定感を育みます。

五感で感じることを大切にし、体験から学び考える力を育みます。

元気に挨拶し、よく遊び、よく学び、よく食べ、よく寝るなど健やかな生活習慣を育てます。

また、身近な自然環境や地域の社会資源を大いに活かし、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うよう努めます。

4 重点事業

(1) くつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を満たします。

子どもとの信頼関係を基盤とし、一人ひとりの気持ちを、受容、共感しながら生理的欲求を満たします。

一人ひとりの子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことができるよう成長過程を見守ります。

(2) 子どもが経験を積み重ねていく姿を様々な側面からとらえ、総合的な保育を行います。

健康

健康な生活に必要な基本的な生活習慣を身につけます。(食事、排泄、睡眠、着脱、清潔)

子どもが進んで体を動かし、様々な遊具や用具を使った運動、子どもが遊びこめる環境の充実を図ります。

病気の予防に必要なことに積極的に取り組み、自分の健康に関心をもてるようにします。

人間関係

友達や保育者、世代間との交流を深め、思いやり・親しみ・愛情・信頼関係を持つるようにします。(異年齢児交流、高齢者交流等・地域の方とのふれあい)

環境

身近な環境に興味や関心を持ち、様々な体験を重ね、生活に取り入れることができるようにします。

自然等身近におこる事象に関心をもてるようにします。(天気・季節)

言葉

言葉のやり取りを楽しむ中で、自分の気持ちを表現し、挨拶の習慣等も身につけるようにします。

友だちや保育者などと話をする中で自分の気持ちを表現し、相手の言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、コミュニケーション能力を育みます。

表現

いろいろな素材に触れ、えがいたり、つくったりし、自分なりの表現を楽しめるようにします。(水・砂・土・紙・粘土等)

様々な楽器に触れ、音に親しみ、リズムに合わせて、体を動かしたり、歌うことや、楽器を使う楽しさを味わえるようにします。

(3) 子どもたち全員の健康及び安全の確保に努めます。

施設内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を適切な状態に保持し、設備、用具等の安全点検に努めます。

健康診断や身体計測により、子どもの発育・発達などの健康状態を把握します。

不審者対策や災害発生などに備え、危険個所の点検や避難訓練を十分に行い、安全対策のために職員の共通理解や、体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力のもと、安全な指導を行うよう努めます。

「お・は・し・も」を基本とし自ら安全を守れるよう指導を行います。

(4) 毎日の生活と遊びの中で、意欲を持って、季節に沿った食に関する体験を積み重ねます。

日々の食事やクッキング等の活動を通して、様々な素材にかかわり、調理することに関心を持てるようにします。

家庭と連携し、子どもの状態に応じて摂取方法や摂取量に考慮し、食べることができるような工夫を行います。

自然の恵みや食材、調理する人への感謝の気持ちを育みます。

野菜の栽培をすることでさらに食材への関心を高めます。

(5) 保護者の気持ちを受け止め、安定した親子関係や養育力の向上をめざすとともに、地域のニーズに合わせた子育て支援を行います。

延長保育、一時保育、休日保育、園庭開放などの特別保育を実施します。

地域の方々との交流を深め、世代間交流の充実を深めます。

連絡ノートや、日々の送迎時の対話や保護者が参加する行事を大いに活用し保護者の気持ちや、悩みを直接聞き取る機会ととらえ、ともに子育てをする中での共通理解を図ります。

子どもの障がい、発達上の問題が見られる時には専門機関と連携し、保護者の心に寄り添いながら支援していきます。

(6) 地域の保・幼・小・中との関わりの中で職員同士の情報交換、相互理解等の連携を図り、子ども達の成長を見守る環境を整えていきます。

地域の方や、小、中学校との交流、法人内の施設との交流を通して、思いやりの気持ちを育みます。

職員同士の交流及び情報共有によって、相互理解を図ります。

(7) 日々の保育活動の中で運動遊びを取り入れ体育遊びの充実を図ります。

走る、跳ぶ、投げる、登るなど、様々な動きを取り入れた体育遊びの充実を図ります。ルールのある遊びや固定遊具、運動用具を大いに活用し十分に体を動かします。昔ながらの伝承遊びやわらべうたを積極的に取り入れ体と心を育てます。

(8) 職員の資質の向上を図ります。

外部研修への参加、園内研修の充実等により、職員の資質向上を図ります。全職員が全園児の状況や行事、日常保育の内容を共通理解し把握するよう努めます。

(9) 子ども一人ひとりの個性を把握し、一人ひとりの特性に応じた保育を行います。

子どもの活動を保障し集中する体験を大切にします。
「遊び」「食べる」「寝る」それぞれ満足いくまで見守ります。
乳幼児期の個々の個人差を認め、特性を受け入れ、時間で区切ることを緩やかにし、無理のない生活の流れの中で保育を展開します。

5 年間事業計画

月	事業名等
4月	入園・進級式、花祭り参観日、父母の会総会、お見知り遠足(弁当の日)、こいのぼり会
5月	芋の苗植え、内科検診、菖蒲見学、親子遠足
6月	歯科検診、社会見学(年長児)、交通安全教室
7月	プール開き、七夕の集い、お泊り保育(年長児)、参観日、以上児流れるプール(弁当の日)
8月	納涼祭
9月	祖父母参観日、運動会予行練習
10月	奉仕作業、運動会、芋掘り、クッキング
11月	七五三参り、内科検診、発表会予行練習、発表会公開リハーサル
12月	発表会、もちつき、クリスマス会、クッキング、終業式
1月	始業式、弁当の日、消防署立会い避難訓練
2月	節分、小学校見学(年長児)、マラソン大会予行練習、マラソン大会、園外保育(4歳児以下)、思い出遠足(5歳児)
3月	もちつき、ひなまつり会、お楽しみ遠足、ミニお別れ会、卒園式、修了式

注) 全ての行事が全園児参加の行事とは限りません。特定のクラスや年齢の児童のみが参加する行事があります。

その他

(1) 毎月行なう行事

誕生会(誕生児の保護者試食会)、身体計測、避難訓練、15分体操の日(異年齢交流)、デイサービス交流、グループホーム交流、地域いきいきサロン参加

(2) 園外保育(季節、年齢に応じて行う)

社会見学、流れるプール、草スキー等

原口保育園

平成28年度事業計画

1 目 標

本園は、「保育所保育指針」を踏まえた中で、子ども一人ひとりの人権を尊重し、適正な保育を安全に提供します。また、身近な環境に親しみ、様々な人と触れ合う中で、健康でたくましく生きる力や、他人を思いやる心を育てる保育を行います。

2 目指す保育園像、園児像、保育士像

(1) めざす保育園像

穏やかで落ち着いた環境の中で、楽しく、安心して、のびのびと生活できる保育園
「保育園大好き」こんな言葉が子どもたちから出る保育園
安心して子どもを預けられる保育園

(2) あるべき子どもの姿

健康で明るく友だちと元気に遊ぶ子ども
他人を大切にし、優しく思いやることができる子ども
挨拶や返事がきちんと出来る子ども
保育園や家庭のきまりを守ることが出来る子ども

(3) めざす保育士像

子どもと同じ目線で見たり、聞いたり、感動を共有し愛情を持って接する保育士
専門性に富み、高い倫理観と人権意識を持ち責任感のある保育士
法人および保育園の目標を達成するために、主体的、計画的に業務に取り組む保育士

3 基本方針

保育園は、子どもたちの望ましい発達を支援する場であるとともに、様々な事柄を経験する生活教育の場でもあります。養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもの育成を目指すとともに、家庭や地域の子育て機能の低下等により、児童虐待の増加や子どもの貧困などへの対応が課題となっている今日、地域の子育て支援をより一層充実させ、幅広くかつきめ細かに行っていく必要があります。

4 重点事業

(1) 「健康で安全・快適な保育環境」づくりに努めます。

子どもが安定した生活を送るために必要な基礎的事項を得させるとともに、生涯にわたる人間形成の基礎づくりへ向けて健全な心身の発達を助長します。

清潔で安全な環境づくり（安全・快適な保育環境）

時と場に応じたあいさつ、返事、身だしなみがきちんとできる子どもの育成（模範となる職員）

豊かな愛情と信頼関係の基盤づくり（傾聴・受容・共感する保育姿勢と技術力の向上）

保護者とともに育ち合う信頼関係の構築（園からの情報提供、保護者意見や要望を保育や運営に反映）

医師の指示の下での適切な対応（食物アレルギー診断書、除去食指示票、与薬指示書、登園基準の遵守）

(2) 保育の質の向上を図ります

保育サービスの質を高める取り組みを進めます。また、自己評価及び家族等へのアンケート調査を実施し、問題点については、具体的解決策を検討し、組織的な改善を図っていきます。（保育サービス向上委員会）

正しい生活リズムをつくろう（「早寝早起き朝ごはん」の習慣化）

健康で意志の強い子どもを育てます（薄着・裸足保育、徒歩での園外保育、どろんこ遊び等）

想像力と豊かな心を育てます（絵本の読聞かせ、紙芝居、図画・工作等）

様々な行事や活動を体験し豊かな心を育てます（季節行事、運動会、生活発表会、卒園式等）

異年齢児との関わりや地域交流の中で思いやりの心を育てます（クラス間交流、高齢者宅の友愛訪問等）

身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味をもつ心を育てます（自然とのふれあい、野菜や草花の栽培、散歩、園外保育等）

(3) 事故防止および安全対策に取り組みます。

災害・事故から子どもたちを守るために、安心・安全対策を強化します。（防災・防犯委員会）

事故および感染症、食中毒の予防に努めます（「安全管理マニュアル」「感染症対応マニュアル」）

防災・防犯訓練を実施します（定期訓練及び予期せぬ時間帯等の非通知訓練の計画）

機械・器具・遊具等の保守・安全点検を実施します（定期的な園舎内外の安全チェック等）

(4) 食育およびエコ活動に取り組みます。

子どもたちにとって身近で大切なテーマを選び、様々な取り組みを行いながら楽しく学べるよう創意工夫を行います。（食育活動委員会、エコ活動委員会）

「食事」を楽しむ環境づくりを行います（通常給食、季節食、行事食、弁当の日）

食べることや食物、健康な体づくりに興味を持つ子どもを育てます（「出前講座：外部講師」の招聘）

離乳食を円滑かつ効果的に提供します（「離乳食提供マニュアル」）

電気や水の節約や紙、ゴミの分別、ボトルキャップや廃油の回収等様々なエコ活動に取り組みます（「出前講話：外部講師」の招聘、石崎浜清掃、保育園周辺のごみ集め）

給食の在り方に関する研究・検討を行います（自園献立作成の研究、季節・行事食の提供、地産地消）

(5) 地域貢献活動に取り組みます。

子育て環境の急激な変化等により育児への不安・負担を感じる保護者が増加しているといわれます。情報の提供や相談・援助等を行うとともに、地域住民との交流を図ります。（子育て支援委員会、地域活動委員会）

特別保育を実施します（延長保育、一時保育、園庭開放）

育児相談・援助等を行います（「子育て何でも相談室」の設置、「育児講座：外部講師」の招聘、子育て家族の保育参観及び保育園見学の実施：通年）

虐待の予防および早期発見に努めます（「虐待対応マニュアル」の遵守、「出前研修：外部講師」の招聘）

地域交流活動を行います（高齢者宅の友愛訪問交流、原口サロンとの交流、保護者及び地域住民との合同避難訓練、街頭募金活動等、中・高生ボランティアの受入れ）

低所得者への配慮を行います（利用料減免措置の継続実施、実費徴収に係わる補足給付）

(6) 小学校等教育への円滑な移行に努めます。

子どもの発達の連続性を踏まえ、幼児教育を就学前教育・保育という視野の中で捉えるとともに、その成果を小学校教育に円滑に引き継ぎます。

関係者との連携に努め信頼関係の構築を図ります（保・幼・小連絡会議、小学校担任との情報交換等）

成長の記録を繋ぎ共通理解を深めます（「保育所児童保育要録」の活用、小学校フリー参観日出会）

学校との交流活動を推進します（小・中学校生との相互交流、小学校訪問、中学校体験学習の受入れ等）

(7) 障がいのある子どもと保護者への対応に努めます。

保育者は障がいのある子どもにどう向き合い、また、保護者の心情にどう寄り添っていくのか、保育者自身の常日頃からの自己研鑽とともに、保育園全体でのバックアップ体制の構築を図ります。

全ての子どもが共に育ち合う環境づくりに努めます（統合保育の推進等）

個別の関わりが十分に行える保育を行います（個別計画の作成、保育者の研修、家庭との連携）

子育て等についての相談・助言ができる体制を構築します（個別面談、療育機関との連携、就学支援）

5 年間事業計画

月	事業名等
4月	進級式・新入園児歓迎式（1日）父母と先生の会総会（9日）園外保育（22日：4・5歳児）こどもの日の集い（26日）
5月	ファミリーデー（6日：母の日）個別面談（16日～6月18日）芋の植付（20日：4・5歳児）園外保育（30日：鶴松館）総合防災訓練（21日：保護者参加）
6月	エコクリーンプラザ宮崎見学（未定：4・5歳児）保育参観（11日、18日）ファミリーデー（17日：父の日）交通安全教室（未定：全園児） 【内科健診：未定】【歯科検診：未定】【ぎょう虫・尿検査：未定】
7月	プール開き（1日）夏季保育（15日：3・4歳児）オープンコーナー（29日）
8月	お別れ一泊旅行（4～5日：場所未定）プール納め（10日）園外保育（10日：新富プール）夏まつり（20日）
9月	祖父母参観（1日～2日）運動会（18日：広瀬小学校）育児講座：夜間
10月	新田原航空自衛隊見学（未定）芋堀り（未定）親子遠足（22日：場所未定） 【内科健診：未定】
11月	保育参観（12日：講演会）芋煮会（未定）生活発表会（27日：佐土原総合文化センター）総合防災訓練（未定） 【ぎょう虫検査：未定】
12月	もちつき会（10日）クリスマス会（未定）
1月	マラソン大会（21日：広瀬西小学校）オープンコーナー（27日）個別面談（23日～2月28日）
2月	豆まき（3日）お別れ親子遠足（18日：場所未定）新入学児交通安全教室（未定：5歳児）
3月	ひなまつり会（3日）お別れ会（未定）卒園式（18日）修了式・退園式（31日）

その他

(1) 毎月実施する行事等

誕生会、避難訓練、体格測定、なかよしリズム、作品出展（JA等）

新入園児歓迎会、退園児お別れ会（随時）

(2) 外部講師による活動

ジョン先生と遊ぼう（4月～）紅美先生と音遊び（5月～）食育出前講座講師招聘、エコ活動出前講座講師招聘

(3) 交流活動

原口サロンとの交流（毎月）小・中学校との交流（相互訪問、体験学習・ボランティア受け入れ等）高齢者施設利用者との交流（相互訪問等）地域での交流活動（高齢者宅友愛訪問、季節行事への招待等）等

原口保育園学童保育事業 平成28年度事業計画

1 目 標

安心、安全な学童保育づくりを基本に、児童の自立を支援するとともに、保護者と職員が力をあわせ、よりよい保育環境づくりを行います。

また、児童一人ひとりの人権を尊重するとともに、放課後あるいは休日の開放的な雰囲気
を損なわないよう配慮し、小学生という特性を踏まえながら安全で楽しい生活環境づくりに
努めます。

2 基本方針

共働き家庭やひとり親世帯の増加により、放課後や学校休業日に「安全で安心な生活の場」
を求める声は高まっています。そのような中、学童保育の実施にあたっては、子育て相談機
関としての役割を自覚し、地域に開かれた学童保育を目指すとともに、子育て支援の一端を
担います。

3 重点事業

(1) 生活指導（日常のしつけ・正しい生活習慣等の形成）を行います

児童が、将来、健全な社会生活を営む上に必要な基礎的な生活習慣を身につけるための
必要な支援を行います。

家庭と協力し「早寝早起き朝ごはん」の習慣化に努め、生活リズムの定着化を図りま
す。

身の回りの整理整頓を、自ら進んで行う態度を育てます。

自ら進んで、はきはきとした元気なあいさつや、返事が素直に表現できる人格の形成
に努めます。

人を思いやり、感謝できる子どもの育成に努めます。

(2) 学習指導を行います

学童保育は、学校での緊張感から開放されたくつろぎの場です。そのことを念頭におい
て、学校の復習や宿題などに対する学習意欲を喚起し、自ら進んで学習に取り組もうとす
る意欲を育てます。

(3) 健康管理に努めます

たえず児童の健康状態（顔色・体調等）に注意をはらうとともに、けがや不慮の事故を
防止するため健全な遊びの指導、交通安全指導を徹底します。

(4) 家庭との連携に努めます

児童が自立できるよう保護者とともに児童のサポートをします。

学童保育での児童の過ごし方や様子などについて保護者に知らせるとともに、必要な
場合には個人面談等を行うなど、家庭との日常的な連絡、情報交換を行います。

(5) 学校・関係機関との連携に努めます

学童保育や学校における様子等の情報交換を行うとともに、「学童だより」等の小学校へ
の配布等を通して、日常的な連携に努めます。

(6) 事故防止、安全対策に取り組みます

日々の学童保育活動、避難訓練（偶数月）防犯・交通安全指導を通して、児童の安

全確保を図るとともに、集団下校の徹底、お迎え者や時間の変更の確認、出欠確認を確実にし、事故・事件の未然防止を図ります。

「安全管理マニュアル」および「感染症対応マニュアル」に基づき、感染症および食中毒の予防に努めます。

(7) 地域貢献活動に取り組みます

利用エリアの拡大に努めます。(卒園児童や広瀬小学校区外の利用を可能な限り実現します。)

養育困難家庭や低所得者へ配慮します。(延長保育及び学童保育利用料の減免措置を継続して実施します。)

虐待の予防及び早期発見に努めます。(虐待対応マニュアルの遵守、関係機関との連携を図ります。)

地域に開かれた学童保育を目指します。(保育園付近の交差点での立ち番・見守りを行います。)

配慮が必要な児童に対し、職員間での情報の共有に努め、その児童に適した保育を行います。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	歓迎会(1日) 避難訓練(20日) 【春季休業】
5月	ファミリーデー(6日:母の日) 総合防災訓練(21日:保護者参加) 誕生会(27日:4・5月生まれ)
6月	ファミリーデー(17日:父の日) 避難訓練(22日)
7月	プール開き(1日) 誕生会(29日:6・7月生まれ) 【夏季休業】
8月	プール納め(10日) 園外活動(10日:新富プール) クッキング(17日) 夏まつり(20日) 社会見学(24日:場所未定) 避難訓練(26日) 【夏季休業】
9月	誕生会(23日:8・9月生まれ) 【秋季休業】
10月	避難訓練(28日)
11月	誕生会(25日:10・11月生まれ)
12月	もちつき会(10日) 避難訓練(22日) クリスマス会(未定) 大掃除(未定) 【冬季休業】
1月	お正月あそび(未定) 誕生会(27日:12・1月生まれ)
2月	節分(3日) 避難訓練(24日)
3月	ひなまつり(3日) 誕生会(17日:2・3月生まれ) お別れ会(29日) 【春季休業】

【誕生会】

奇数月に実施します。

【避難訓練】

偶数月に実施します。

4月～防災教育(災害時の避難方法等の学習)

6月～地震想定

8月～保育園との合同訓練(総合防災訓練)

10月～地震・大津波想定

12月～保育園との合同訓練(総合防災訓練)

2月～火事想定(調理室より出火)

佐土原保育園

平成28年度事業計画

1 目 標

自然環境を生かして一人ひとりの子どもの確かな発育・発達を支援し、心身共に健康で個性豊かな子どもを育成します。

2 目指す保育園像、園児像、保育士像

(1) めざす保育園像

園児の安心・安全を基調にした楽しい保育園
豊かな感性を育み地域社会と共に歩む保育園
保護者との連携を基盤に共に支え合うあたたかい保育園

(2) あるべき子どもの姿

明るく優しい元気な子ども（明朗・礼儀・快活・健康）
仲良く友達と遊ぶ子ども（親愛・友情・関心・創造・模倣）
素直で何でもやろうとする子ども（正直・素直・友好・進取・忍耐・挑戦）

(3) めざす保育士像（気づく保育士・考える保育士・協働する保育士・保護者の想いを受け止める保育士）

子どもの生活の安心安全を基調に全ての園児に愛の眼を注ぐ保育士
園の目標達成のために組織的、計画的に実践できる保育士
保護者の期待と個々の園児の成長に対応し、日々資質の向上に努める保育士

3 基本方針

子どもの健全な成長のために保護者・地域社会と連携し、その福祉の増進に努めます。
「子どものための保育園」の理想を達成するために、家庭や地域との連携を図りながら子ども一人ひとりの「育ち」に合わせた保育を基本とします。
身近な自然環境や歴史社会資源にふれながら、保護者の希望、要望を誠実に受け止め、すべての児童のよりよい保育を目指して、地域に根ざした「佐土原保育園」を運営します。

4 重点事業

(1) 丈夫な体と豊かな心づくりを進めます。

家庭との連携（連絡帳・送迎時の連絡・その他）による生活リズムの確立と、走る・跳ぶ・投げる・登る・滑る・回るなどの運動遊びによる身体づくりを行い総合的な発育増進を図ります。

豊かな心を創るために、言語・リズム・体力などの活動を段階的・継続的に行い総合的に発表する場を設けます。

規則正しい生活リズムをつくるため生活表を生かして行動します。

園での遊びの充実をはかるため、保育者・友人との遊びを工夫して楽しみます。

「早寝、早起き、朝ご飯の勧め」を基本に家庭との連携を深めながら園児の生活リズムの確立に努めます。送迎時の交流を大事にします。

園児の健康・安全・交遊等について送迎時を活用して情報交換の工夫を行います。

(2) 基本的な生活習慣を身につける自立を促しその支援に努めます。

食事・排泄・衣服の着脱などの生活習慣をつくるための支援を行います。

心のこもった元気な挨拶ができるようにするため保育者が一致して手本を示します。

(3) 異年齢、世代間交流を進めるための計画を立て実践します。

地域の人や周りの人と生活を楽しむことができますようにします。

高齢の方との交流を深める事業を計画し実践します。

(4) 地域の環境を生かした園外保育を進めます。

自然環境を生かした栽培活動を進めます。
 地域の人や団体との交流を計画し実践します。
 周辺の施設等の見学と散策を行います。
 近隣地区高齢者の運動会等への招待活動を道して、豊かな児童の育成を図ります。

(5) 地域の保護者支援として、保育支援活動を行います。

保護者の子ども見方支援（スマイルクラブ）を実施します。

(6) 非常災害時の地域との共同訓練計画（地域との交流）

近隣団体との災害避難対策についての協議の場の設定についての取り組みます。

5 年間事業計画

月	事業名等
4月	入園・進級おめでとう会、小学校入学式、保育参観（父母の会総会）
5月	園外保育、内科健診、祖父母参観
6月	交通安全教室、歯科検診、尿・ぎょう虫検査、中学生の体験学習
7月	プール遊び、園外保育（流れるプール）
8月	水遊び、すいか割り、夏祭り
10月	運動会、遠足
11月	佐土原福祉まつり、佐土原総合文化祭、内科健診・ぎょう虫検査
12月	生活発表会、クリスマス会
1月	年始遊び、園外保育 餅つき
2月	節分、佐土原交通安全教室、佐土原中2年生家庭科学習（保育実習） 卒園旅行
3月	ひな祭り、親子遠足、卒園式・修了式、卒園児を送る会

その他、毎月実施する行事等

- ・保護者参加による保育体験活動（保護者の一日保育体験）
- ・誕生会、身体計測、避難訓練（非常災害・不審者対策）交通安全対策、給食検討会、研修報告会など
- ・異文化体験活動・歌遊び活動（さくら・すみれ・もも）
- ・体育遊び（さくら・すみれ・もも）
- ・筆遊び活動（さくら）

環境、安全・美化活動

保健安全に関する消毒等の管理

宮崎市からの受託事業として、佐土原小学校内に設置されている「佐土原児童クラブ」の運営を行います。

自主事業として「学童保育」を行います。

佐土原児童クラブの待機児童対策を主な目的として、学童保育を実施します。

*運動会・発表会への地域高齢者招待への工夫

佐土原保育園児童クラブ事業 平成28年度事業計画

1 目 標

佐土原小学校に通う児童（保護者の就労等の関係で放課後に児童の面倒が見られない家庭）の安心安全の生活の場として児童の健全育成を図ります。

一人ひとりの児童の健康や友達関係に配慮しながら、家庭に代わる生活・学習の場としての役割を果し、余暇の活用を図ります。

2 基本方針

宮崎市教育委員会の「児童クラブの目的」にしたがって、明照福祉会、佐土原保育園が受託して行うものです。

本児童クラブに通ってくる児童の遊びや豊かな生活を支援し、学習等の場を提供しながら心身の豊かな児童の育成を図ります。

子育てと仕事の両立を目指す保護者の支援と連携を図ります。

小学校との連携を密にし、学校に通う児童の安らぎの場としての位置づけを大事にします。

3 重点事業

(1) 「心身共に健康な児童」を育成する事業に取り組みます。

集団による活動

下校後の一斉学習（宿題・宅習等）

余暇の遊び（運動場での集団遊び）

個別の活動

下校後の宅習等の支援と個別の学習意欲づくり

余暇の活用（長期休業中等の生活を豊かにする活動）

製作活動

クラブ周辺等の散策活動

自主学習の支援

健康管理

児童の生活・健康管理に留意し、必要に応じ保護者との連携を図る。

(2) 「安全な生活保持」のため、関係機関との連携・協力を行います。

保護者との連携

運営主体の「佐土原保育園」との連携

佐土原小学校との連絡・調整

市教育委員会・明照福祉会との連絡体制

危機管理等

生活安全・交通安全・災害等事前事後対策等の日常的な学習・指導と訓練

4 年間事業予定

月	事業名等	
4月	歓迎会	春季休業
5月	誕生会(4・5・6月生まれ)	
6月		
7月	誕生会(7・8・9月生まれ:) 自主避難訓練、プール活動 ・クラブ周辺の美化活動	夏季休業
8月	園外活動(プール) 社会見学、・クラブ周辺の美化活動	
9月		秋季休業
10月	自主避難訓練 誕生会(10・11・12月生まれ) <u>佐土原保育園運動会参加</u>	
11月		
12月	クリスマス会、大掃除	冬季休業
1月	お正月遊び	
2月	自主避難訓練、節分、佐土原保育園マラソン大会参加	
3月	誕生会(1・2・3月生まれ) お別れ会、ひな祭り	学年末休業

*歓迎会・誕生会等、必要な行事は、「佐土原学童クラブ」と連携して行います

佐土原保育園学童保育事業 平成28年度事業計画

1 目 標

保護者の就労等による、放課後の児童が安心して生活できる場として、保護者支援の立場から「佐土原学童クラブ」における児童の健全育成を図ります。

一人ひとりの児童の健康や友達関係に配慮しながら、家庭に代わる生活・学習の場としての役割果し、余暇の活用を図ります。

2 基本方針

本学童保育は、併設する「佐土原児童クラブ」(宮崎市教育委員会より委託)と連携を図りながら、通ってくる児童の遊びや豊かな生活を支援し、学習等の場を提供し、併せて児童の心身の豊かな育成を図ります。

子育てと仕事の両立を目指す保護者の支援を目指します。

保育園の園児との交流の中で小学生としての存在を示し、共に生き方を学び合う場とします。

3 重点事業

(1) 「心身共に健康な児童」を育成する事業に取り組みます。

集団による活動

下校後の一斉学習(宿題・宅習等)

余暇の遊び(運動場での集団遊び)

個別の活動

下校後の宅習等の支援と自主学習の意欲づくりと支援の強化

余暇の活用(長期休業中等の生活を豊かにする活動)

製作活動

クラブ周辺等の散策活動

自主学習の支援

健康管理

児童の生活・健康管理に留意し、必要に応じ保護者との連携を図る。

目的を持った遊びと余暇利用の遊びを意識した活動(長期休業日等)

(2) 「安全な生活保持」のため、関係機関との連携・協力を行います。

保護者との連携

運営主体の「佐土原保育園」との連携

佐土原小学校との連絡・調整

市教育委員会・子ども課・明照福祉会との連絡体制

危機管理等

生活安全・交通安全・災害等事前事後対策等の日常的な学習・指導と訓練

(3) 作業を道して美化の意識を育て、協力や分担の実際を体得させる取り組みを行います。

4 年間事業予定

月	事業名等	
4月	歓迎会	春季休業
5月	誕生会(4・5・6月生まれ)	
6月		
7月	誕生会(7・8・9月生まれ:) 自主避難訓練、プール活動 下校路の清掃活動	夏季休業
8月	園外活動(プール) 社会見学、	
9月		秋季休業
10月	自主避難訓練 誕生会(10・11・12月生まれ) <u>佐土原保育園運動会参加</u>	
11月		
12月	クリスマス会、大掃除	冬季休業
1月	お正月遊び	
2月	自主避難訓練、節分、佐土原保育園マラソン大会参加	
3月	誕生会(1・2・3月生まれ) お別れ会、ひな祭り	学年末休業

誕生会・歓迎会等必要な行事は「佐土原児童クラブ」と連携して行います。

郊外水泳活動など必要に応じて、明照福祉会内諸施設との連携による活動を推進するよう努めます。

明照デイサービスセンター

平成28年度事業計画

1 目 標

住み慣れた地域（在宅）で、いつまでも安心して生活ができるように、特性ユニット（中重度ユニット・認知症ユニット・予防ユニット）での専門的ケアを有効に活用し、健やかに生活ができるよう支援を行います。医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活への支援が包括的に確保できるよう、積極的に地域へ出かけていきます。

2 基本方針

平成27年度の介護保険制度改正に伴い、介護報酬単価の引き下げが実行された影響や利用者の状態の変化により、入院や施設入所が要因となり、利用者数が減少したため、前年度は、厳しい経営状況となりました。経営の改善が急がれる中、平成27年4月の法改正により、要支援1・2の方の介護予防給付が、自治体の実施する地域支援事業へ移行することとなり、今後、介護報酬等の収入が減少することが見込まれます。そのため、重度の要介護者の受け入れのアピールや、継続してデイを利用できるための支援内容の強化、在宅における健康管理・社会参加に焦点を当てたりハビリの推進等、利用者のニーズに応じて行っていく必要があります。また、在宅介護を担っている家族に対しても、定期的に情報の発信を行い、在宅介護に対するの悩みやニーズに対応していきます。経営に対する職員の意識を高め、バリエーション豊かなサービス内容を検討し、高品質のケアの提供を行っていきます。

今年度も、中重度・認知症・予防の特性ユニットを生かした専門的なケアを軸に、個別リハ・集団リハ・予防体操の更なる強化を図り、情報の共有を図りながら事業の展開を行い、在宅で有意義な生活がおくれるように努めていきます。また、職員の精神的負担の軽減を図る目的として、相談員・管理者を中心とした三者面談を行い、仕事上のストレス解消に努め、離職回避にも尽力します。

地域支援事業では、積極的に地域へ出かけ、住民の求めるサービスの提供を繰り返し行うことで、関係性を深めながら地域の活性化を目指していきます。また、必要に応じてアンケート調査を行い、地域におけるニーズの分析を行い、必要と思われるニーズには柔軟に対応します。

3 重点事業

(1) 特性ユニットケアを生かした専門的なケアを切れ目無く継続的に提供し、心身機能の向上を図り在宅生活が継続できるよう支援します。

利用者特性の情報を理解し、職員間での情報共有を図り、統一した活動の提供

3ユニットそれぞれに特性ユニット（中重度・認知・予防）を割り振り編成し、互いに知識の向上を行いながら進めていきます。

中重度ユニットは、前年度に作成したアセスメント・機能訓練計画評価表を活用したりハビリを継続して行い、全職員統一したケアが行えるよう準備をしていきます。準備が整い次第、加算の算定を行っていきます。

認知ユニットは、認知症ケア会議を定期的開催し、認知症における周辺症状の緩和を行い、自分らしく生活が出来るように支援します。また、認知症の進行予防に対応する活動（脳活性プログラム）を検討し実行します。

予防ユニットは、生活機能向上グループ活動加算について、取り組み内容の見直しや介護予防通所介護計画書との関連性を見直しなどを行い、機能の強化を図っていきます。また、新総合事業への移行がスムーズに行えるように、常に情報の収集を行い、全職員で協議し準備を行っていきます。あらゆる情報は、ユニットのみに留まらずに、全職員で共有し連携を図り、途切れることなく支援を行い、利用者の心身・精神機能の改善に努めていきます。

特性ユニットと連動した機能訓練3本柱の強化

個別機能訓練・集団機能訓練・予防訓練の3本柱は、中重度・認知・予防の特性ユニットで、在宅におけるニーズを分析したうえで、訓練内容を検討し、個々の能力に応じた訓練を提供することで機能の維持・向上を図っていきます。

予防体操については、自宅での活動を促進していくために取り入れた貯筋通帳の更新がされていない状況であったため、ユニットで管理し定期的に更新を行い、利用者の意欲向上に努めていきます。

レスパイトケアの充実

利用者や家族の要望に応じて、早朝からの受け入れや、家族の急な用事にも対応できるように営業時間の延長（7～9時間）を積極的に行っていきます。また、医療的リスクの高い利用者に対しても、受け入れることで家族の介護負担の軽減を図っていきます。（医療知識向上に対する勉強会の実施）

レスパイトケアでのサービスが全体に浸透されていないこともあり、魅力のあるサービスを検討したうえで、パンフレット・広報紙・担当者会議・お迎え時を通じてアピールを行っていきます。

利用者及び家族・各関係機関に対して、定期的にアンケート調査によるニーズの分析を行い、ニーズに対して迅速に対応する事で利用者の望む支援に努めていきます。

在宅生活の継続に向けた新たな取り組み

利用者家族を対象とした研修会を計画し、介護や病的、緊急的な知識を勉強する機会を設け、在宅介護に対しての意識を深めていきます。また、研修会の開催に合わせて茶話会（食事会）の計画を行い、職員・利用者・家族との共有の時間を設け、在宅介護での相談や悩み、ニーズを解消していきます。家族・職員との互いの関係を深めることで、信頼関係づくりを行います。介護に対しての不信感を与えない、良い関係づくりに努めていきます。

(2) 職員の資質向上～相互に成長できる、プロ意識を持った職員の育成

ユニットリーダーを中心とした職員育成

ユニットリーダーが各ユニットの職員に対して業務の指導、育成を行い職員の資質の向上に努め、高品質なサービスを提供していきます。ユニットリーダーは事業所理念やOJTツール（日常業務による指導）を効果的に活用することで職員一人ひとりの特性に合わせた指導や育成を行い、また統一したケアや業務が遂行できるように支援方法や業務マニュアルを定期的に見直します。

新人職員の指導・育成については、現時点でケアや業務の何が理解できていないのかを振り返れるように明照デイ独自の指導育成チェックシートを活用することで効果的な指導・育成を行っていきます。

指導監査で介護保険請求に関わる必要な書類整備の指導、マニュアル作成

メンタルケアの充実

ユニットリーダー、管理者を含めた三者面談を9月、3月と年2回行い、業務や利用者支援、職員間の人間関係などの悩みや不安等を聞き取り、問題の改善を行うことで職員の不安を解消し、意欲向上に繋げ、離職者回避に努めていきます。

内部・外部研修による人材育成

明照福祉会が実施している外部研修（OFF-JT）に職員の経験年数や職種に応じて参加することで知識や技術の向上を図っていき、高品質なサービスを提供していきます。また合同会議時に研修で取得した知識や技術を復命報告することで明照デイサービスセンター拠点の全職員のスキル向上を図っていきます。

内部研修では年間計画したテーマの研修を全職員で取り組み、明照デイサービスセンター拠点の合同会議時に研修報告することで拠点内事業所で幅広く知識や技術の共有ができるよう行っていきます。

(3) 新規利用者を確保し、安定した事業経営を図る

定期的な営業活動の実施

事業所の安定した運営を行って行くためには、今後、どのような営業活動を行うかが最重要課題となります。外部の居宅介護支援事業所、佐土原地域包括支援センターに月1度は必ず営業活動を行い、居宅介護支援事業所の新規開拓も合わせて行っていきます。また事業所の“売り”を明確にしたパンフレットのリニューアルを行い、アピールを行っていきます。

体験利用者や家族に対して、デイ利用時の状況説明報告書や写真をなどの情報提供を

行うことで、新規利用の獲得に繋げていきます。また、現場にいる職員も体験利用者を受け入れる際には、新規利用に繋がるように「おもてなしの心」でケアに努めていきます。

全職員の事業経営に対する意識向上

安定した事業経営につなげていくには管理職だけではなく、現場にいる職員も意識して考えていかなければなりません。そのためには、会議やサイボウズのツールを使用しながら毎月の実績を職員に周知し情報の共有化を図っていきます。また常に経営改善のためにはどうすればよいか、職員一人ひとりが考え、意見交換できる経営会議を月2回の定例会議の中で行っていきます。

ランニングコストの削減

経営改善を行っていくには日々のランニングコスト（水道代、電気代、コピー用紙等）をいかに削減していくことが求められます。私達、職員は常に節約という意識を持ち、また備品の保守管理をしっかりと行うことで長く備品を使用していきます。

(4) 地域包括ケアの構築に向けた事業の推進

計画的なサロン活動への参加及び「おしながき」を活用したサロン事業の展開

居宅支援事業所と連動し、西佐土原地区で開催されるサロンの日程を把握し、計画的に参加し、すべての地区のサロンへの参加を目指します。参加を繰り返すことで、顔なじみとなり、信頼関係を築き、地域におけるニーズに対応できる体制づくりに努めていきます。また、必要に応じて、アンケート調査を行い、地域におけるニーズを分析し、必要と思われるサービス（買い物支援サービス・病院受診への支援等）の検討を行い、体制づくりを行っていきます。

サロンへ参加するにあたり、「おしながき」（体操・健康相談・レクリエーション・介護保険勉強会・病的理解に対する研修会等）を作成し、サロン参加者が望む活動の提供に努めていきます。

医療と介護の連携強化

利用者の身体・精神状態に異常が見られる場合は、早期に病院を受診し病状の軽減に努めて行きます。受診するにあたり、利用者の情報や受診に至った経緯、状態等が速やかに医療機関に伝わるよう、医療連携シートの整備を行い、随時対応していきます。また、受診に合わせて、関わりのある事業所（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・訪問看護事業書等）へ速やかに報告を行い、以降の調整がスムーズにできるように支援を行っていきます。

明照クリーン作戦の定期的な開催と事業の拡大

明照デイサービスセンターと同一敷地内の他事業所の職員と協働で、「明照クリーン作戦」と題した西佐土原町域を対象としたごみ拾いを実行します。クリーン作戦を定期的で開催し、西佐土原域をクリーン化し気持ちよく過ごしていけるように、住みよい町づくりを行っていきます。

(5) 緊急時災害時にマニュアルに沿った行動を行うことで利用者の安全確保していきます。

近年、世界及び日本では大規模な自然災害が発生しており、私たちの住む宮崎県も台風、大雨による水害、南海トラフ地震などの大規模災害が発生する確率が高いといわれています。そのような時に一番被害に遭うのが災害弱者の高齢者、障がい者、児童で、特に高齢者は、身体機能の低下や認知症による判断力の低下など加齢による症状が顕著に現れ、自分ひとりの力では避難できない状況です。我々、明照デイサービスセンターの職員として、利用者の生命や安全を預かる立場として、非常災害時に利用者の生命や安全が確保できるようにマニュアルに沿った避難訓練の実施、また防災設備の保守点検に努めていきます。

避難訓練の年間計画を策定し計画的に実行します。

- 5月～ 利用者参加型で地震と津波、水害を想定した避難訓練（宝塔山へ避難）
- 10月～ デイサービスセンター、保育園、グループホームの3施設合同で、火災や地震を想定した避難訓練を行います。（消防署員を招き、講話、消火器の使用訓練も行います）
- 11月～ 職員を対象とした通報訓練・消火訓練の実施。消防設備等保守委託業者の協力のもと設備の保守点検を行います。
- 2月～ 利用者参加型で火災を想定した避難訓練・消防設備等保守委託業者の協力のもと設備の保守点検を行います。

明照デイサービスセンター、グループホーム明照、明照保育園の3施設で統一した非常災害時のマニュアルの作成を行います。

平成27年度の3施設合同避難訓練の反省で非常災害時に隣接施設（グループホーム、明照保育園）と避難誘導の意思疎通や手順が図れていなかったことを踏まえ、今年度については非常災害時に3施設がスムーズに連携して避難誘導が行えるように3施設が統一したマニュアルの作成を行っていきます。

定期的な防災設備の点検及び火元責任者による各エリアの保守点検・管理を行います。

定期的に防災担当職員が防災設備の点検を行い、故障や不具合がある際は防災設備点検業者と連携して迅速に対応します。また各エリア（厨房、フロア、トイレ及び浴室、事務所）に各2名ずつ火元責任者を配置し、2週間に一度は、担当エリアの職員がチェックシートを用いて担当エリアの保守点検を行います

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	バスドライブ（桜見学～宝塔山）調理教室、写真会、春の探索散歩、買い物
交流会	明照保育園、グループホーム明照 ひだまり2号館、那珂の郷
5月	写真会（端午の節句）温泉週間（菖蒲）園芸活動、地域ボランティア活動（明照クリーン作戦）音楽療法、買い物
交流会	明照保育園、ひだまり1号館、家族会
6月	ペットボトル寄贈（イオン）絵画教室、ドライブ（鶴松館）誕生会（4.5.6月）～ボランティア訪問、外食
交流会	明照保育園、グループホーム明照 ひだまり2号館 ひだまり柳丸館
7月	七夕会、ドライブ、ボランティア（佐土原婦人会）調理教室、いろは口説き披露会、そうめん流し、買い物
交流会	明照保育園、ひだまり1号館
8月	スイカ割り大会、盆踊り大会、バスドライブ、買い物
交流会	明照保育園、ひだまり2号館、グループホーム明照
9月	敬老会、ペットボトル寄贈（イオン）誕生会（7.8.9月）～ボランティア訪問
交流会	明照保育園との交流、ひだまり1号館
10月	明照デイ大運動会、調理教室、秋の探索散歩、バスドライブ（コスモス見学～西都原）明照保育園運動会 佐土原保育園運動会、買い物
交流会	明照保育園、ひだまり2号館、原口保育園、グループホーム明照
11月	絵画教室（クリスマスツリー・リース作成）写真会、誕生会（10.11.12月誕生者）～ボランティア訪問、バスドライブ、家族研修会
交流会	明照保育園、ひだまり1号館、ひだまり柳丸館
12月	餅つき、クリスマス、忘年会 大掃除、買い物
交流会	明照保育園、ひだまり2号館、グループホーム明照 家族会
1月	書き初め、初詣、新年会、ペットボトル寄贈（イオン）調理教室、買い物外食
交流会	明照保育園、那珂の郷、ひだまり1号館
2月	節分、明照保育園マラソン見学、鬼子母神大祭見学、音楽療法、ドライブ（座論梅）ボランティア（小学校区地域作り環境福祉部）手芸活動（雑巾）調理教室、買い物
交流会	グループホーム明照、ひだまり2号館
3月	ひな祭り、誕生会（1.2.3.月）～ボランティア訪問、明照保育園卒園児お別れ会、ピクニック（桜見学～西都原）
交流会	明照保育園、佐土原保育園、原口保育園、ひだまり1号館

その他の行事等

- (1) 毎月定例会議：ケアカンファレンス会議、行事検討会議、高齢者部定例会
- (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修
宮崎市通所連絡協議会研修、宮崎県央ブロック研修、佐土原町他職種研修

外部派遣職員研修：全職員年1回以上

- (3) 必要研修(内部)：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束
健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・
苦情、業務マニュアル
- (4) 専門職研修：介護部会、看護部会、調理部会、相談員部会
- (5) 非常災害対策訓練：年4回(5月、10月、11月、2月)
- (6) 地域貢献：明照クリーン作戦(地域のゴミ拾い)定期開催
地域サロンへの協力・参加(計画表をもとに参加)
- (7) 明照喫茶は随時行う。

相談支援センター明照（居宅介護支援事業所） 平成28年度事業計画

1 目 標

地域の中で支援を必要とされる、または今後必要と想定される利用者・家族・地域住民に対し、高齢者のみならず障害者や生活困窮者等が抱える不安を真摯に受け止めます。

また、その相談者が、それぞれの力を最大限に活かしながら、必要な支援を受けることで、安心して生活できるよう地域に開かれた身近な相談機関・支援機関を目指します。

2 基本方針

専門的に取り組んでいる高齢者に対するケアマネジメントに加え、地域で生活する方の課題・相談に対し、より各分野の専門的な知識や技術を身に付け、速やかに様々な専門機関と連携・対応することでワンストップの対応が行える体制を整えます。そうすることで、地域包括支援システムの中で、全世代対応型包括支援センターとして地域の拠点となる相談機関を目指していきます。

また、制度の狭間に陥る対象者（軽度要介護認定者・障害から介護保険へ・医療と介護：ターミナル・難病者など）に向けての支援についても、社会情勢や今後の制度改正等の見通し、地域の特性・地域力などを把握、検討しながら対応策を講じ、サービスや資源を作り出す視点を持ちながら地域・社会貢献を目指していきます。

地域包括ケアシステム構築の重要な役割を担っていくことを自覚し、何をすべきなのかを明確にし、様々な人と人・地域と関係機関などをより良い関係性の中でつなぎ、人材を育て「地域と人を豊かにする」役割を担っていきます。

3 重点事業

(1) 目の前の相談者・利用者に対し、最大限に自分の力を活かしながら、現在の住まいで豊かに生活ができるよう誠意をもって迅速に支援を行います。

それぞれの利用者、家族が抱える不安や問題に対し、真摯に耳を傾け意向を確認し、専門職として利用者とともに丁寧に課題整理を行います。解決に向けての提案は、できるだけ複数の選択肢の中から、納得、満足できる生活を自ら選択できるようマネジメント力の向上を目指します。

認知症・中重度者・新総合事業対象者等、様々な利用者に対して内部での事例検討・研修や勉強会を定期的実施して、事業所力の向上を図ります。

担当ケースのマネジメントについて、自己点検、事業所点検を定期的に行い、一連のマネジメント評価を行い、必要書類を整備します。

積極的に外部研修に参加し、他職種等との意見交換や関係づくりを行い、その関係の中で正確な情報を収集し、整理し、新しい知識や技術を習得することで多様なニーズに対応します。また、復命報告を実施することで、事業所内で情報の共有します。

利用者や関係事業所などへの意識調査、アンケート等を実施します。

困難（認知・重度化・複数の課題を抱えた）ケースに、積極的に対応します。

(2) 地域の全世代・全対象型地域包括支援を目指し、自ら地域へ出向き身近な頼られる存在・様々な課題に対し包括的に受け止めることが可能な相談機関を目指します。

地域包括ケアシステムの中で課せられた使命や役割を果たすために、目の前の課題のみならず、自らが地域に出向き、その地域を理解し、地域とともに考え、必要な資源・支援体制を作りだし、「街づくり・地域づくり」に積極的に関わっていきます。また、地域から孤立している（埋もれている）ケースに対して、早期に気づき対応を講じることで、問題の重度化、拡大化を防ぎます。

サロンや自治会（グループ）活動への参加や地域行事への参加、日々の交流などから直接、情報交換を行い、地域と人との関わりをもち、必要な時に連携が取れる体制づくりを行います。認知症や要介護者への理解を求め、地域で支えていく必要性について考

え、その取り組みを実行していく仕組みづくりに努めます。

地域の相談窓口として立ち寄りやすい環境や機会を具体的に設けます。自宅での生活・地域での生活に必要な情報提供を行い、不足している必要な資源については、ともに考え、作り出します。

災害時対策について、緊急時連絡カードを家族・民生委員・サービス事業所などとともに作り上げ、それを認識し、活用できる仕組みづくりに努めます。利用者や地域、関係機関とともに災害について検討する機会をつくり、対策を検討します。(災害時の避難について確認・防災訓練への参加など)

(3) 複数の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や家族に対し、ワンストップで相談や支援が行えるようネットワーク力・チーム力・フットワーク力を高めます。

複数の課題が重なり合い複雑化しているケースに関しても包括的に受け止め、適切に、かつ迅速に対応ができるようネットワークを活かしながら、支援できる体制を整えます。利用者を取り巻く関係機関(家族・福祉・医療・地域)の役割を明確にし、個々の支援(点と点を結び)と連携することでケアマネジメントを強化し、迅速な問題解決を目指します。

認知症・中重度要介護者・独居、高齢者世帯など特性に対するケアマネジメントについて、他職種協働によるケアを充実します。

365日24時間、相談受付を行っている意味や意義を再確認し、地域の方が安心して、いつでも相談できる体制をつくります。また、在宅サービスでは対応が困難な、夜間・早朝の支援についても、活用できるサービスや支援を検討し、ケアマネジメントに活かしていきます。

法人内での連携や協力体制を明確にし、法人全体の福祉の力の充実を図ります。

(4) 法人の一員として、意欲と誇りをもって働ける職場づくり、人材育成を目指し、思い描く支援が継続できるよう経営の安定を図ります。

社会福祉法人の一員であること、明照福祉会の一員であることを自覚し、1人ひとりが、事業所・法人が専門職としての誇りと自信を持ちながら、安心して業務に専念できる環境を維持します。新しい制度等によって著しく影響を受ける経営・運営状況についても、早期に対策を講じながら、社会福祉の理念に基づいた事業を行います。

毎月の実績や支援法などについて、詳細に分析や改善策について定期的な検討会等を実施し、解決策、改善策を実践します

人事考課・意識調査等の取り組みにで、個々の目標設定・評価等を通じて、事業所力の向上を目指し、意欲を持って働き続けることができるよう心身の健康管理を行います。

高齢者の分野のみならず、統合された障害福祉または児童・地域支援事業・社会福祉法人改革等、様々な分野についても基本的な知識を習得します。

資格取得の支援、新たな資格や広い知識・深い技術を身に付ける機会を設けます。

当事業所の考えだけにとどまらず、他の同事業所や関係機関にも出向き、情報収集や新たな企画、構想をもった事業運営を目指します。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修 地域サロン参加
5月	地域区長・民生児童員訪問意見交換・多職種連絡協議会 地域サロン参加
6月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修・ 北ブロック介護支援専門員勉強会地域サロン参加
7月	地域夏祭り参加・多職種連絡協議会 地域区長・民生児童員訪問意見交換 地域サロン参加
8月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修 法人内研修の実施・地域サロン参加
9月	地域区長・民生児童員訪問意見交換・多職種連絡協議会 北ブロック介護支援専門員勉強会
10月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修 地域サロン参加
11月	地域区長・民生児童員訪問意見交換・多職種連絡協議会 地域サロン参加
12月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修 北ブロック介護支援専門員勉強会地域サロン参加
1月	在宅スキルアップ研修・多職種連絡協議会 地域区長・民生児童員訪問意見交換 ・地域サロン参加
2月	介護支援専門員現任研修 県老サ協研究大会 市介護支援専門員連絡協議会定例会研修 地域サロン参加
3月	地域区長・民生児童員訪問意見交換・多職種連絡協議会 北ブロック介護支援専門員勉強会地域サロン参加

毎月定例会を実施。

相談支援センター明照（相談支援事業所）

平成28年度事業計画

1 目 標

障がいがある方のさまざまな問題について、本人や家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

障がい福祉サービスの利用者に対して、サービス等利用計画を作成し、サービスが計画にもとづいて、きちんと提供されるようモニタリングを行ないます。

地域の中で複合的な課題を抱える要援護者の相談に対応できるように在宅介護支援センターと連携できる体制を整えていきます。

2 基本方針

相談支援の実施にあたっては、利用者、家族の心身の状況、利用者及び家族の置かれている環境及び日常生活全般の状況等、利用者が希望する日常生活を営むことが出来るように、常に当該利用者の立場に立って、利用者に提供される障がい福祉サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

相談窓口のワンストップ化を目指して環境を整えていきます。

3 重点事業

(1) サービス等利用計画の作成

利用者と家族の意向を尋ね、必要に応じたサービスを計画作成します。

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者の立場に立ち意思の疎通を図ります。

家族の気持ちの理解ができるように努めます。

自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。

(3) 事業所との連携の強化

市町村、障がい福祉サービス事業者等と連携を図ります。

虐待の防止及び早期発見のため、関係機関との連絡調整などを行います。

障がい者相談の区切りではなく、高齢化や児童、貧困問題等にも対応できるように包括的な相談支援が出来る様に取り組みます。

(4) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行います。

4 年間事業予定

P30を参照

明照ヘルパーステーション

平成28年度事業計画

1 目 標

利用者が一番身近で頼れる「専門職」として、利用者の望む生活の実現に向けて事業所全体で取り組んでいきます。

2 基本方針

利用者の生活の中で一番近くにいる存在の訪問介護員。次期介護保険制度改正の論議では、生活援助の切り離しが議論されており、訪問介護の「専門性」が問われています。

訪問介護事業所として、様々なニーズに対応できる「介護のプロ」の育成に努め、地域包括ケアシステムの一翼を担えるよう、様々な視点からアプローチし、事業力の強化に努めていきます。

平成28年4月1日から、障がい分野の訪問介護も事業開始となるので、各事業所や関係機関と連携を取りながら進めていきます。

災害についても、日常の活動時から意識を持ち、「万が一」に備える体制を整えていきます。

3 重点事業

(1) 訪問介護の専門職として～高齢者部門だけでなく、障がい者部門のプロとして

活動時には、利用者の体調、生活の状況や身体の状態などを観察しながら、ケアプランやサービス等利用計画書、訪問介護計画書に沿った活動を行います。

活動中での「今、出来ていること、以前はすることができていたけど難しくなっていること、課題となっていることを解決したらできるようになること」など、気づいたことを活動記録に記録し、各訪問介護員から情報を収集し検討を行い、自立した日常生活に近づけるように支援します。

ケアプランやサービス等利用計画書、訪問介護計画書をもとに、事例検討や事業所内カンファレンスを実施し、情報を共有することで、ケアの質の向上につなげていきます。

利用者や介護者の状態把握、適切な助言と関係機関（他事業所や居宅介護支援事業所、相談支援事業所）との連携を強化します。

訪問介護員それぞれが、障がい分野についてもしっかりと知識を持ち、ケアに臨めるような体制を整えるため、精神疾患など、様々な分野の研修を企画し、スキルアップにつなげていきます。

(2) 災害について～意識を持ち続ける事の大切さ～

災害への備えについて、随時、訪問介護員に情報提供を行い、普段の活動時から、自宅でできる防災対策や、災害について利用者との会話の機会を持つなど、利用者、訪問介護員それぞれが、災害に対する意識を持ち続けていける取り組みを実施します。

具体的な防災計画を作成し、定期的な見直しを行います。

自宅にある緊急連絡表の内容などに変化があった場合は、随時見直しを行います。

台風などの災害時には関係機関等と連携し、独居の利用者宅を中心に訪問し、安否の確認や戸締り、非常時の食事の確保などを行います。

(3) 利用者の拡大と経営の安定をめざして～高齢者・障がい分野～

町内の訪問介護事業所の閉鎖に伴い、障がい者の受け入れも実施することになり、障がい分野の訪問介護事業が平成28年4月から開始になります。

法人内居宅介護支援事業所のみならず、近隣にある他の居宅介護支援事業所や相談支援事業所に対して事業所のアピールを行い、新規利用者の確保に努め、経営の安定をめざします。

訪問介護計画書に、時間配分など細部まで記入することにより、訪問介護員が活動しやすい体制を整え、現状よりさらに、柔軟に対応できる仕組みをつくります。また、勤務体制等を常に確認し、状況に応じて見直しすることで、新規の問い合わせがあった場合に、柔軟に対応できる体制づくりに努めます。

他のサービス事業所が休業日としている日曜日の活動を積極的に受け入れ、夜間、早朝の活動にも柔軟に対応できる体制づくりを行っていきます。

(4) 介護保険の枠では対応出来ないサービス～新たな枠組みの検討～

介護保険制度の枠内では対応できない要望について、現行の有償訪問介護とは別に、新たな枠組みをつくり、利用者の「困り事」に関して柔軟に対応できるしくみ、体制づくりを行います。

訪問介護員それぞれが、訪問時に地域の資源が不足しているところ（困り事）を認識することがあった際は、その情報を事業所で共有し、様々な分野から情報収集を行い、補える仕組みや代替手段などの検討を行うなど、事業所全体で取り組んでいきます。「ごみ出し支援プロジェクト」など、地域の中での活動に積極的に取り組んでいきます。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	ヘルパー定例会（事業計画について・接遇について）
5月	ヘルパー定例会（地域包括ケアシステムについて）
6月	ヘルパー定例会（食中毒・食品の管理について）
7月	ヘルパー定例会（身体介護 オムツ交換と歩行介助について）
8月	ヘルパー定例会（様々な精神疾患について）
9月	ヘルパー定例会（事業計画の中間の振り返り）
10月	ヘルパー定例会（外部講師を招いて身体介護の研修予定）
11月	ヘルパー定例会（認知症ケアについて）
12月	ヘルパー定例会（佐土原地域について学ぶ）
1月	ヘルパー定例会（年間計画の自己評価、反省、次年度の目標）
2月	ヘルパー定例会（新総合事業について）
3月	ヘルパー定例会（高齢者に多い疾患などについて）

その他

事業所内カンファレンス 毎月の定例会時とは別に短期目標の見直し毎に担当ヘルパーで実施。

介護職員勉強会への参加 担当訪問介護員を決めて出席
外部研修に積極的に参加 研修会に参加しやすい体制を整備していく

グループホーム明照 平成28年度事業計画

1 目 標

愛する「地域」の一員として、馴染みのある人・文化・行事との関わりをいつまでも持ち続ける事ができる家庭を目指します。(地域包括支援システムを活用しながら地域力の向上をめざします。)

2 基本方針

開所して7年になりますが、これまで培ってきた地域との関わりを、さらに深めてきました。しかし、まだまだ地域に眠っている豊かな資源を発掘できていない現状や、その資源を活用できていない課題があります。その原因として、地域の情報が少ないことで地域とグループホームとの相互機能を活かすことができていないことが挙げられます。平成28年度は「地域を招くこと」、「地域へ出向くこと」を目指し、お互いが、なくてはならない関係であり、また大切な存在であるという絆を深めていきます。

また、年々、利用者の要介護状態の重度化が進んでいる現状に対し、その現状に対する支援に追われてしまい、グループホーム本来の機能である要介護状態の進行予防や状態の維持に着目できていないという課題があります。勿論、要介護状態の重度化に伴う安全・安心な生活を保障することは重要なことですが、それ加えて要介護状態を維持、改善することで「自分らしさ」をいつまでも持ち続けることができるように支援することも必要不可欠です。そのためには、「自分らしさ」を大切に、心身の機能に刺激を持つことを目的とした個別支援を充実することが必要です。そして、今以上に利用者が楽しみや「自分らしさ」を持ちながら心身機能の維持や回復を図ることができる個別支援を目指してきます。

「いつまでも」との言葉の中には、看取りの存在もあります。これまでの実践での貴重な体験や研修を通して、事業所としての看取りの能力(スキル)の向上がみられます。今後は、さらに職員個人のスキルをあげることで、チーム全体の能力(スキル)の向上につなげ、最期まで本人らしさを忘れない看取りケアを行っていきます。そのためには看取り推進委員会を中心とした継続的かつ充実した実践的な研修の充実を図り、満足した悔いのない最期(看取りケア)を目指します。

上記のような利用者や家族、そして地域が望まれていることを実現するためには職員の力が必要となってきます。専門的スキルの向上だけでなく、豊かな人間性や社会性を持つことが福祉人として求められるため、組織的な職員教育を行っていきます。また職員教育を担う職員に対しても組織的な指導を行うことで、苦手分野の克服や今後の目標を明確化し福祉人としての成長につなげていきます。

また、利用者、家族、地域のニーズとして、防災対策の充実も求められています。特に地震については、早急な対応が求められています。グループホームの職員体制だけでは、災害時のマンパワーが不足するため、地域と連携した防災対策を行うことが重要ですが、災害時においては、常に地域の十分な協力が得られるとは限らないため、そのような状況も想定した安全な対策も行っていきます。

現在、グループホーム入居待機者が7名おり、開設以来、常に待機者がいる状況です。早急にグループホームの増床を宮崎市に働きかけるとともに、まだ自宅で生活が可能な認知症高齢者の認知症進行の予防を目指すため、グループホーム内で実施することができる認知症共用型通所介護(共用型認知症デイ)について委員会を設立し、実施に向けた環境整備等について検討します。

3 重点事業

(1) いつまでも愛する地域の一員として多くの機会を持つことで楽しく馴染みの深い関係を作る事を目指します。(未永く・広く・楽しく)

グループホームに入所しても、これまでの地域との付き合いを大切にしながら新たな出会いも大切にしていきます。そのために、地域の情報を知り、地域を招くこと、地域へ出

向くことを積極的に行います。そして、お互いが思い合える関係性を目指します。

地域資源の発掘

地域の情報源（新城地区・城の駅・社会福祉協議会）に足を運ぶことで、地域の行事やボランティア団体との交流を積極的に図ります。（地域に出向く）

充実した運営推進会議（キラキラ会）の運営と意見の反映

基準省令に定めてある2か月に1回の実施。また、会議内であげられた意見をグループホームの運営及び利用者の支援に反映。そのための委員の増員を行います。

地域が立ち寄れるグループホームづくり

グループホームから地域を招くことが出来る行事等を企画し、積極的に交流を図ります。

介護講座、認知症講座、高齢者安全講習（外部協力）

催し物の開催（文化祭の開催）

地域と協力してサロンをグループホームで開催

(2) 利用者がいつまでも自分らしく楽しい生活を送るためには健康であることが大切です。

いつまでも楽しい生活を送るためには健康でいることが重要です。認知症により体調の変化に気が付きにくい背景があります。毎日の健康管理を徹底し早期発見、早期対応を目指します。また、要介護状態の重度化を予防することも健康には欠かせないことです。

健康管理

体調変化の早期発見、早期対応ができるために、職員は状態観察（食事・排泄・バイタル）を徹底し、状態に応じた適切な対応に努めていきます。

健康的な環境の整備

衛生的であることも大切ですが室温・湿度・光・臭いにも着目し、利用者にとって心地の良い環境整備に努めます。

感染症予防

職員は、感染症に対する意識を高く持ち、予防等の対策に常時職員が適切に対応できるように努めていきます。（職員内の体調管理・消毒・感染症研修）

介護事故のない安心・安全な生活

事故を未然に防ぐためにヒヤリハットを積極的に活用します。また事故対策委員会を中心に事故の背景を詳細に分析し、対策を職員会議で協議します。また、安全な介護技術の習得や研鑽にも努めていきます。

充実した個別支援

やりがいや楽しみが持てる支援と、機能回復や要介護状態の予防の両面から充実した個別支援を目指します。

質の高いケアマネジメント

基礎となる PDCA サイクルを職員はよく意識した上でアセスメント・支援・モニタリング（評価）を行い質の高い支援を行ないます。

(3) 常に利用者・家族にとって最高のサービス提供を目指します。そのために必要な職員自身の技術・知識、より豊かな心を育てていきます。

知識や技術の研鑽に努めながら豊かな心を持ち、質の高いサービスの提供を目指します。そのために必要な職員教育（人を人が育てる）のあり方、教育指導を行う職員自身のスキルの向上に努めます。

ユニット体制の強化

ユニット内の教育指導を行なっているユニットリーダーは、知識や技術の研鑽の他、福祉人としても成長し指導や相談を行なっていきます。

積極的にユニット内の相談できる機会も図ります。

研修の充実化

（不足している能力を補える研修・更に質の高いサービスを提供するための研修）

外部・内部研修に積極的に参加しスキル向上を目指します。また、内部研修では専門

的な研修も行うとともに豊かな心を育てる研修も実施します。 感受性訓練
チームワークを含め現場力の向上(一人は全職員のために、全職員は一人のために!)
質の高いサービスを提供するためには個人のスキル向上とチームワークが必要です。
職員が同じ目標を目指し、各職員が取り組んでいることを自己評価し、また客観的に評価し、自己の弱点や今後の課題(取り組む姿勢)を具体的にしてスキル向上を図ります。

(4) 安心・安全な生活の中で災害の不安もあります。東日本大震災(平成23年3月11日)の教訓を活かし安心できる充実した防災対策に努めていきます。

災害はいつ起きるのか予測が出来ないため、利用者・家族・地域・職員が常に不安に感じています。日頃から災害に対する意識を高く持ち、職員全員が安全で迅速な避難を行うことが求められています。

様々な災害や状況を想定した避難訓練の実施

月1回以上の避難訓練を行い、職員全員が安全で迅速な避難が行えるように繰り返し実施します。また、災害の種類(地震・停電・火事)・状況(時間・マンパワー)も多様であるため、様々な状況を想定した上での避難訓練を行ないます。

避難マニュアルの検証及び見直し

利用者の状態変化に伴い避難方法も変化していく必要があります。避難訓練を通じて避難マニュアルを職員内で検証して見直し、安全な避難を目指します。

近隣事業所との協力体制の強化

グループホームに限定されない災害もあります。また2次災害の危険性も考えられます。近隣事業所との協力体制を構築し安全な避難が求められます。

年1回以上の合同防災訓練の実施。また3施設合同での避難マニュアルの整備も行う。

緊急通報システムを活用した避難訓練

運営推進会議委員を含めて緊急通報装置を活用した避難訓練を実施し、緊急通報装置登録の見直しを定期的に行ないます。

(5) 利用者・家族が自分らしく安心して最後を迎える事ができる看取りケアの充実を目指します。そのために必要なスキル(知識・技術)を身に付けます。

「いつまでも」との言葉の中には、看取りの存在もあります。前年度、看取りケアを行なった体験を、今後の看取りケアに活かすことが必要です。今後は、各職員が個人のスキルを向上することでチーム全体の能力(スキル)の向上を目指します。看取り推進委員会を中心として実践的な研修や苦手分野の克服を行っていきます。

実践的な看取りケアの研修

看取りケアの実施を通して、不足している技術や知識を習得できるよう、より実践的に研修を行ないます。

看取りに必要な環境及び必要備品の整備 記録や職員体制も含め。

安心して看取りを行なうためには空間や備品が必要になります。また、その他にも職員の勤務体制や記録の整備も必要になります。実践や研修を通じて必要なものを把握して整備を行ないます。

利用者・家族の意向を尊重した看取りケア

家族会を通じて定期的に看取りの意向の確認を行ないます。また、その意向を尊重できる看取りケアや家族のニーズに柔軟に対応した看取りケアを目指します。

(6) 利用者にとってかけがえのない家族との関わりや絆を深めていきます。

利用者、家族、グループホームの絆を、より深めることができる取り組みを行います。利用者の心身の些細な変化も見逃さず、その状況を家族に報告する必要があります(ラブレター・電話・面会)。また、利用者・家族と一緒に楽しめる機会を増やすため、家族が参加する行事も継続して実施します。

利用者・家族が主体となれる行事を企画(家族合同行事)

家族会や面会時に、利用者にとって馴染みの深い場所や思い出の地等を聞き取り、利

用者・家族と一緒に楽しめる行事を企画します。(月1回)

生活状況報告書(ラブレター)や写真の送付

毎月の利用料等を請求する際に、生活状況報告書(ラブレター)や写真を同封しています。1か月の心身状態をカンファレンス内で報告・協議している内容を踏まえ、利用者の現状について適なくな情報を家族に報告します。

家族同士の意見交換や交流が図れる家族会の実施

グループホームに対する意見や要望を家族のニーズと捉え、その実現に向けて努力します。

家族内のテーマに看取りケアの勉強会を企画

(6) 自宅で生活を送られている認知症高齢者やその家族の生活を支援します。

現在、グループホームの入居待機者は、7名です。早急にグループホームの増床を宮崎市に働きかけるとともに、まだ自宅で生活が可能な認知症高齢者の認知症進行予防を目指していきます。そのためにグループホーム内で実施することができる認知症共用型通所介護(共用型認知症デイ)の運営について、委員会を設立して検討します。

認知症共用型通所介護の運営を行うために認知症デイ推進委員会を設立し、必要な知識や技術を学べる研修を行うとともに環境の整備も行っていきます。

普段の業務から認知症デイを運営することを見据え、必要となることを把握し全職員で業務マニュアルの見直しを行っていきます。

入居待機者が多数ある現状やグループホームのニーズの高さを宮崎市に積極的に働きかけます。(運営推進会議でも協議する。)

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	調理教室(よもぎ団子) 外出(大淀学習館)音楽療法、ボランティア(ひよとこ・アコーディオン)園芸活動(ひまわり)明照保育園こいのぼり運動会見学、誕生会
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター
5月	調理教室(柏もち) 明照保育園芋の苗植え見学、ボランティア(大正琴・舞踊) 外出行事(動物園) こいのぼり運動会見学、誕生会、母の日
交流会	明照保育園 ひだまり2号館 ひだまり柳丸館
6月	調理教室(お好み焼き) 買物(しまむら) 外出行事(宮崎育成牧場) 明照デイサービスセンターとの交流、佐土原保育園との交流、父の日
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター 佐土原保育園
7月	ボランティア(舞踊・民謡) バスドライブ(一ツ葉サンビーチ) 調理教室(どら焼き) 佐土原夏祭り見学、バーベキュー大会~買い出しから企画
交流会	明照保育園 ひだまり1号館 那珂の郷
8月	誕生会、そうめん流し~買い出しから企画、花火大会見学、調理教室(冷やし・ざるそば) ボランティア(ひよとこ・アコーディオン)
交流会	明照保育園 ひだまり柳丸館 明照デイサービスセンター
9月	敬老会、ボランティア(大正琴・舞踊) 町内ドライブ、調理教室(いなり寿司・お月見団子) 温泉へ行こう、運動会予行練習見学、外出(宮崎総合博物館)
交流会	明照保育園 ひだまり2号館
10月	明照保育園運動会見学、誕生会、買物(しまむら) ボランティア(民謡) バスドライブ(西都原~コスモス見学) 調理教室(餃子) 社会福祉協議会主催の祭りに参加、芋掘り グループホーム明照文化祭
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター
11月	宮崎市歴史文化会館見学、ボランティア(舞踊) 調理教室(芋団子) 明照保育園発表会予行練習見学、誕生会、温泉(歓鯨館)
交流会	明照保育園 ひだまり1号館 原口保育園
12月	音楽療法(観賞会) 誕生会、餅つき・大掃除、調理教室(どら焼き) クリスマス会・忘年会

交流会	明照デイサービスセンター ひだまり柳丸館
1月	年始、初詣、 新年会、ボランティア（新城地区） 調理教室（ぜんざい・焼きそば）
交流会	明照保育園 ひだまり2号館
2月	節分、ボランティア（歌） 調理教室（ 恵方巻きパレンタインチョコ） 外食（城の駅） 明照保育園との交流、明照デイサービスセンターとの交流
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター
3月	ひな祭り、ボランティア（民謡・舞踊） 誕生会、） お花見(西都原古墳群)、鬼子母神大祭
交流会	明照保育園 ひだまり1号館、ひだまり2号館

寒暖の影響がない晴天時には、毎日散歩を実施

印は、家族共同行事 今年度からの新しい行事

その他の行事等

- (1) 毎月定例会議：職員会議（月2回開催）、高齢者部定例会、3施設会議（明照保育園・明照サービス・グループホーム明照）
- (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修
宮崎県中央グループホーム連絡協議会主催
- (3) 内部研修：毎月（実践に必要なテーマを選定、看取りケア研修）
命にかかわる心肺蘇生等の研修は定期的に実施
- (4) 運営推進会議（年6回：5月、7月、9月、11月、1月、3月予定）
- (5) 外部評価（年1回：10月予定）
- (6) 家族会（年2回以上、行事参加や懇親会を兼ねて実施）
- 7) 非常災害訓練（毎月1回：火災・地震・水災～津波など）
夜間想定だけでなく夜間帯に実際の訓練実施
近隣施設と合同での総合訓練実施（協力：宮崎市北消防署） 近隣施設と合同での総合訓練実施（協力：宮崎市北消防署）

ひだまりデイサービスセンター 平成28年度事業計画

1 目 標

利用者が生きる楽しみを感じ、また自己の存在感を見出しながら住み慣れた地域で生き生きと在宅生活が続けられるよう支援します。

2 基本方針

平成28年度から地域密着型通所介護事業所へ移行します。報酬単価についてはこれまでの小規模事業所の単価と変更はありませんが、今後、市町村の総合事業が開始されることを考えれば新事業体系でスタートの年として運営基盤を固める重要な1年と捉える必要があります。地域密着型通所介護事業の改正省令において、運営に当たり地域連携等については「地域住民又はその自発的な活動などとの連携及び協力を行うなどの地域との交流を図らなければならない」こと、また住み慣れた地域での生活継続のために「地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う」といった方針が求められています。そこで今年度は、これまで築いてきた地域とのつながりを大切にしながら、さらに地域のニーズに応えられる事業所として「地域を呼び込む」、「地域へ出かける」といった行事や活動を利用者とともに楽しむ機会をつくり、利用者とともに地域を支援できる事業所を目指します。

また、今後、高齢者人口が増えるとともに5人に1人が認知症高齢者になると見込まれています。独居や高齢者のみの世帯、または働き盛りの子世帯との同居により家族からの介護が受けにくい高齢者も、さらに増え続けることが見込まれています。そのため在宅生活の延長のためには、自立して自分でできることが一つでも多くなり、家族の介護負担にならないレベルを維持できることが必要です。利用者が自分らしく生き生きとしながら在宅生活を継続出来るような支援として、出来ないこと、出来なくなったことばかりに目を向けるのではなく、出来ることを見つけ、自信を持ち笑顔になれるような支援をしていきます。利用者を人生の先輩として尊敬の心、おもてなしの心を忘れずに寄り添い、家族的な雰囲気の中で精神的な安定が図れるよう努めていきます。また最後に忘れてはならないこととして経営の安定があります。一人ひとりの個性や性格を大切にしながら、その人らしく生き生きと過ごされている時間をご家族や地区の方、関係機関の方々に広く知っていただく機会を大切に、事業所の魅力を伝え経営の安定化につなげていきます。

3 重点事業

(1) 利用者の“できる”能力を見極め、継続できる力を作ります。

活動の中で小さな達成感を重ねることで、「まだできる」という自信や意欲を引き出せるよう、利用者の持てる力を的確に見極め、レベルに応じた取り組みを継続させながら自立心や意欲の維持・向上を図ります。

できなくなったことばかりに目を向けずに、自宅での動作や役割に繋がるような日常動作、家事動作を訓練し、利用者が自立して継続出来る取り組みとなるよう、関係機関、家族へ連絡や提案を行えるよう努めます。

言語訓練や機能訓練の必要性を感じる利用者もいますが、一部の利用者だけに実施するのではなく、予防的要素も考え全体での取り組みとして実施していきます。予防的経過や実施した効果を振り返る手立てとして対象者を絞り、体力測定を実施します。結果をもとに訓練の内容の振り返り、効果的に実施できるよう検証を重ねながら取り組みます。

(2) 思いやりの心を忘れずに、自発的に考え行動できる職員をめざします。

家族的な雰囲気づくりを大事にしながらも個人の尊厳を重視した対応を行い、信頼関係を築きながら利用者の思いや悩みを丁寧に聞きとり対応していきます。

内部研修、外部研修へ参加し、積極的に知識の習得に励みます。また、お互いのケアの方法に興味を持ち、自分に欠けている点を素直に学びながら知識や技術の向上を図ります。

職員間で情報の共有、ケアの統一を図り利用者の自立心や意欲の回復、向上に努めます。また、利用者の出来る能力を発掘し、生活の中で有効となるような支援の方法を積極的に考え提案していきます。

職員の配置と利用者の状況を常に意識し自発的に考え動くことで、事故防止に努めます。

介護保険制度についての理解を深め、根拠に基づいたより良いサービスやケアを探求していきます。

(3) 利用者と共に地域との関係を深め交流を行っていきます。

地区の広報紙は継続して発行し（月一回）事業所の活動の様子を伝えるとともに一緒に参加していただける活動や行事等についてお知らせしていきます。事業所への理解を深めていただきながら交流の機会となるよう努めます。

地域のボランティア等の受け入れを積極的に行い、一緒に活動できる時間を通して関わりを深めます。

周辺の散歩の時間を利用して、利用者と一緒にゴミ拾いを行い、継続していくことで利用者自身にも地区住民としての役割を果たし貢献できていることを実感できる機会につなげます。

近隣のサロンや地区の大きな行事等（清掃、夏祭り、バレーボールなど）にも参加することで交流を深め、地域の方々の生活やニーズを知る機会をつくります。

地域密着型事業所に移行することで年2回の運営推進会議を開催することとなります。事業所の活動状況や利用者の状態を報告することで事業所への理解を深めていただき、また外部から見える事業所の姿を評価していただく良い機会と捉え、地域の望む事業所へ近づけるよう力を尽くしていきます。

(4) 過ごしやすい環境作りに努め、事業所を知ってもらう機会を作りながら経営の安定化に努めます。

月に2回は関係する居宅介護支援事業所に出向き、利用者の状況報告を行うとともに、事業所の活動状況についても連絡を行います。また、新たな居宅介護支援事業所との関係構築にも努めていきます。

地区の方を招く行事ばかりではなく、関係機関にも呼びかけ、介護支援専門員や家族が自由に見学、参加できる事業所開放の日を設け、事業所に足を運んでいただき事業所や利用者の普段の様子をお伝えできる機会につなげます。

事業所の屋内外の環境整備を行い、明るい雰囲気づくりに努めます。

- ・ 屋外～花壇やミニ菜園（プランター）を整備し利用者とともに植物の成長を楽しみます。
- ・ 屋内～季節に応じた利用者の作品や活動の写真を展示し、利用者や訪問者が楽しめる空間づくりに努めます。

(5) 非常災害への対策

年2回（8月、2月）に火災を想定した避難訓練を実施します。火災時の対処方法を認識し、職員及び利用者の防災に対する意識づけが出来るように努めます。

年1回（10月）震災・津波を想定した避難訓練を実施します。また、不審者対応の研修・訓練に参加し、環境整備に努めます。

内部研修を開催し、非常災害時の対応方法や知識を身につけます。

消火設備の点検や火災の元となりかねない電化製品や電源等の点検、避難通路の確保

に努めます。

火災想定避難訓練・防火訓練の際には地区の方にも参加を呼び掛け、火災時の連携、協力について一緒に訓練が行えるように働きかけを行っていきます。

非常災害の備えとして、防災の日（週間）を年4回設け、さまざまな災害に遭遇した際にとるべき行動等について話し合う機会を作り、職員・利用者ともに日頃から防災への意識を継続して持つことができるように努めます。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	桜見学、フローランテ宮崎見学、ひだまり柳丸館交流会
5月	花菖蒲見学、ひだまり2号館交流会、明照デイ交流会、外食
6月	佐土原保育園児との交流会、バスドライブ、外食
7月	七夕祭り、グループホーム明照交流会、外食
8月	そうめん流し、夏祭り、避難訓練、すいか割り、外食
9月	敬老会、明照デイ交流会、ひだまり柳丸館交流会、バーベキュー
10月	ひだまり2号館交流会、運動会、バスドライブ、那珂の郷運動会見学、
11月	外食、佐土原保育園児との交流会、外食
12月	グループホーム明照交流会、明照デイ交流会、バスドライブ(秋を探して)、
1月	焼き芋会、コスモス見学、外食
2月	ひだまり柳丸館交流会、クリスマス会、餅つき会、忘年会、
3月	佐土原保育園児との交流会

外食については同月内1日とし、年間を通じて全員が参加できるよう計画致します。

その他.

(1) 毎月実施する行事

誕生会、料理教室、ハーモニカ演奏会、日本舞踊鑑賞 大坪先生～奇数月
第2土曜日 宮崎先生～奇数月 第4金曜日、斎藤先生～偶数月その都度連絡
外出行事に合わせて買い物

(2) その他の行事

天神地区内清掃、天神地区夏祭り、音楽教室（随時）フラダンス鑑賞（随時）火災を想定した避難訓練（年2回、8月・2月）震災津波を想定した避難訓練（年1回、10月）

(3) 会議

担当者会議、ケース会議（職員会議）、合同職員会議、行事検討会議（職員会議）、高年齢者部定例会議、職種別研修会（看護・介護・スマイルシャイン）、運営推進会議（年2回）

(4) 外部研修

宮崎県社会福祉研修センター、地域包括支援センター主催研修、宮崎市通所介護連絡協議会研修

(5) 内部研修

職務規定、身体拘束、非常災害、認知症ケア、プライバシー保護、事故・緊急時の対応、感染症、相談・苦情処理、事業計画の反省

デイサービスセンターひだまり2号館

平成28年度事業計画

1 目 標

『可能な限り、住み慣れた地域で安心して暮らしてもらいたい』

2 基本方針

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを段階的に進める必要があります。また、平成29年度から実施される「介護予防・生活支援サービス事業」(以下、総合事業)に円滑に移行できるようしっかりとした準備を行うことも必要です。そのため、当事業所では、「地域包括ケアシステム」の一端を担い、既存のサービスの充実はもちろん地域との繋がりを強化し、地域における福祉活動の拠点となるよう努めます。また、総合事業に円滑に移行できるよう行政からの情報収集並びに多様なニーズに対応できるようサービスの拡充に努めます。

3 重点事業

(1) 事業所の地域性や特徴を活かしたサービスの資質向上を目指し、経営の安定を目指します。

新規登録者も増える一方、ショートステイの利用によるキャンセルや在宅生活が困難なために施設へ入所する方も年々増加しているため、登録者が増えないのが現状です。そのため、事業所の地域性や特徴を活かしたサービスの質の向上や定期的なアンケートによるニーズの把握に努めるとともに、各関係機関との情報交換や営業活動、地域ケア会議等へ参加することで当施設を宣伝し、安定的な利用者確保に努めます。

利用者本意・自立支援・機能改善予防を念頭におき、支援に努めます
利用者を中心としたサービスを行い、自立支援や機能改善予防に繋がります
利用者や家族の満足度を把握するため、定期的にアンケートを実施します
年に2回程満足度調査を実施し、ニーズの把握に努めます。
居宅介護支援事業所への営業活動を行い、当施設を宣伝します
定期的に出向くことで介護支援専門員との信頼関係を構築し、相談しやすい関係をつくれます
中重度の要介護者や認知症高齢者を積極的に受け入れます
重度の方を受け入れることで事業所の知名度アップに繋がります
ランニングコストの削減(ムダを省く)に努めます
ムダを省くことで経営の安定に繋がります
静かで落ち着いて過ごせる地域であり、あるがままを受け入れゆっくりとしたスローライフを送れるような支援を行い、心身ともに快適な時間を提供します。

(2) 地域の福祉ニーズに応じた包括的な相談支援からマネジメント及び支援サービスを高齢分野のみならず障害分野に裾野を広げ実践していきます。

地域住民の中には高齢及び障害ともに問題を抱えながら生活を送られている方もいます。社会福祉法人としての使命を果たし、様々な相談・支援、問題解決に努めていきます。

- 地域の福祉ニーズの現状把握に努めます。
- 地域の相談窓口として様々な相談支援を行います。
 - ・ 回覧板等にて相談支援についての文書を発信する。
 - ・ 相談内容によっては法人全体・地域全体として問題解決に努めます。

(3) 社会福祉法人としての使命である、地域との共存、連携、貢献など幅広いつながりを持ち地域に愛される施設を目指し、「地域を呼び込む」「地域へ出かける」を合言葉に地域との接点を多く持つ事業に努めることで結束を強め共存しながら地域の活性化を目指します。

地域における福祉活動の拠点となるべく、地域との連携を強め、関係性を強化し、地域に根付いた施設づくりに努めます。また、地域の方が気軽に足を運べるよう開放的で透明性のある施設を目指します。

- 地域の行事へ積極的に参加します
- 地域福祉たすけあい事業(サロン)等の受け入れに力を入れます
- 施設での行事等において、地域の方々が気軽に足を運べる環境づくりに努めます
- 地域の民生委員等を招いての情報交換会を開催することで、地域の現状について情報

を交換しあい、地域に密着した施設運営を行っていきます
 回覧板を通して、地域への発信を行います。また、地域の情報を得て地域に対し貢献を行って行きます。
 地域の子どもへの施設開放（特に夏休み・冬休み等）を行い見守り等行える環境をつくります。（回覧板等にて発信を行って行きます）
 地域の中での社会的役割りを果たし地域への貢献を行います

(4) プロとしての専門職をより向上し、資質の向上を行います。

現在の能力に満足せずにより高い知識や技術の資質向上に向け、組織全体の底上げを行うこととともに、利用者の皆様により一層安心安全にサービスができるよう各専門職の域を超えた知識・技術の向上に努めます。
 各種資格取得に努めます。
 現在の専門性の知識や技術をさらに向上し専門知識の習得を行います
 専門性に限らず、他職種との知識の向上を行います
 外部・内部等の各種研修にてスキルアップを行い組織全体のレベルアップに努めます

(5) 災害時に備えた取り組み

災害時の被害を最小限にとどめるため、常日頃から各訓練を行います
 消防設備保守点検等委託業者による消防用設備等の点検を実施します
 定期的に訓練を実施し、災害時の被害を最小限にとどめられるよう努めます
 （避難訓練、消火訓練、119番通報訓練、災害等に関する職員研修）
 ハザードマップにて周囲の状況を把握し、速やかな避難に繋がります
 必要に応じて、施設を開放し地域住民の避難場所として活用します
 食料や水等の備蓄を行い、災害時や緊急時に備えます

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	誕生会、料理教室、来訪、農園芸、桜見学
5月	誕生会、料理教室、来訪、買い物、花菖蒲見学、ピクニック
6月	誕生会、料理教室、来訪、避難訓練、外食、紫陽花見学、
7月	誕生会、料理教室、来訪、農園芸、地域サロンとの交流会、七夕祭り、野外活動、バーベキュー
8月	誕生会、料理教室、来訪、買い物、ソーメン流し、夏祭り、すいか割り、野外活動
9月	誕生会、料理教室、来訪、地域サロン交流会、外食、敬老会、保育園児交流会、野外活動
10月	誕生会、料理教室、来訪、農園芸、運動会、ピクニック、野外活動、焼き肉会
11月	誕生会、料理教室、来訪、避難訓練、地域サロンとの交流会、買い物、コスモス見学、焼き芋会、
12月	誕生会、料理教室、来訪、外食、クリスマス会、餅つき大会、忘年会、保育園児交流会、野外活動
1月	誕生会、料理教室、来訪、農園芸、初詣ドライブ、書初め、カルタ大会、鍋会、新年会
2月	誕生会、料理教室、来訪、地域サロン交流会、買い物、節分、雛山見学、梅見学
3月	誕生会、料理教室、来訪、外食、保育園児交流会、舞踊見学、野外活動

その他の行事・会議・研修等

- (1) 他事業所との交流会は、随時、計画して実施する。
- (2) 毎月定例会議：職員会議・利用者ケース会議・行事検討会
- (3) 柳丸館との合同研修（定期実施）
- (4) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修・宮崎市通所介護連絡協議会定例会
- (5) 必要研修(内部)：職務規定、就業規則、プライバシー保護、感染症、身体拘束、健康管理、非常災害、認知症、業務マニュアル

デイサービスセンターひだまり柳丸館 平成28年度事業計画

1 目 標

団塊の世代が後期高齢75歳を迎える一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は現在より497万人減少する見込みとなっており、2025年には70歳以上の高齢者の方を1.7人の若い世代で支えて行くこととなります。介護保険法も2025年を目安に設定し、現在までに大小の改正を繰り返して来ました。今回は大きな節目として住み慣れた地域で自分ができることは自分で行う自助を原則とし、公的サ - ビに頼る前に地域住民の相互の推進、その結果不足する部分を公助で対応し介護予防サ - ビスの一部が本体給付から外し新たなスキ - ムの元に自治体の総合事業へ移行します。

私たちは永年培ってきた福祉ノウハウを以って「福祉の力によって地域を活性化し住み慣れた地域で完結する。」をスロ - ガンに挙げ地域ナンバ - 1を目指します。

2 基本方針

(1) 介護給付に関して

平成28年度は通常規模型の事業所として運営を行って行きます。引き続き「大人の学校」をモチ - フに個別または集団での授業形式でより質の高いサ - ビスを提供します。在宅（住宅型有料含む）で要介護状態になっても可能な限り生活ができるよう、地域社会資源の一つとして積極的に通所介護での受入を行ないます。特に医療依存度の高い利用者の方の受入を推進し継続した在宅生活の一助になれるように努めます。

(2) 新しい介護予防に関して・機能訓練の充実

通所型サ - ビス（第一号通所事業）としてチェックリストによりその必要がある方を受入し、適正なアセスメントによりサ - ビスの提供を行ない、要介護状態にならないように予防対策に万全を期します。そのためにも予防リハビリ機能を充実させ適正に評価を行なっていきます。

(3) 通所介護サ - ビスの多様な展開

公助を以ってしてもまだ十分なサ - ビスが不足している方に関しては、定員枠の可能な範囲で「実費サロン」としての受け入れを行ないます。平成28年度は、利用者家族の多様化に対応すべく時間外利用枠を増やして在宅生活の一助になれるように努めます。

(4) 認知症に関して

昨年度の目標であった職員全員が認知症サポ - タ - になると言う目標は達成しました。平成28年度はそのノウハウを現利用者や地域住民に向けて活動する場を設けるとともに認知症を抱える家族に対してその必要があれば適切な助言を行って行きます。

(5) 活動プログラムの多様化

年2回（9月・2月）利用者家族満足度調査を実施し、課題やニーズを的確に捉え、改善すべきは改善し、新たなニ - ズや要望等については事業計画に織り交ぜてサービスに反映をします。

(6) 職員の資質向上について

奇数月に、デイサービスセンターひだまり2号館と合同での研修会を実施し職員の資質向上に努めます具体的には以下の取り組みを行ないます。

- 外部研修に参加した職員による復命研修の実施
- 業務上必要な各場面をロールプレイで実施し相手の立場に立つ訓練の実施
- 看護師講師による医療面についての研修会の実施
- 制度上必要とされる知識や関連法律等の勉強会の実施
- 資格取得に向けた講習会の実施（介護支援専門員部会との連携）
- 困難事例発表会の実施
- 職員リクエストによる内容の実施

(7) 災害時の対応

台風、地震等の災害発生時は地域の方々と協力し合い地域住民の避難所として施設機能を開放するとともに、必要に応じて看護師等の専門職の派遣、食料や車両提供などの支援を行います。また、避難訓練も毎月の部分訓練以外に年2回総合防火訓練を協力医療機関である、すずき内科クリニックと共同で実施します。(共同防火管理協議会としての活動)

(8) 社会福祉法人の使命として

今以上に地域に情報を発信し、地域貢献のための取り組みや地区社会福祉協議会や地域包括支援センター等主催の地域住民との交流会や地域包括ケア会議等にも積極的に参加し交流を深めます。

3 重点事業

(1) 私たちは医療依存度の高い利用者積極的に迎え致します。

日常生活において寝たきり状態の方で移動や入浴で全介助が必要な方や、食事を口から摂ることが困難な方の積極的受入を行い、様々な角度からのアプローチを計り、利用者自身の健康管理の実施を通して在宅生活を支援します。また、家族の介護負担軽減という観点も重視し意見交換や連絡帳を通してレスパイトケアの一助になるよう努めます。

(2) 私たちは認知症利用者に対し様々なケアの取り組みを行います。

認知症を決して特別な病気や問題点として捉えるのではなく、その方の個性として本質を見て行きます。個性も個人差があるように、認知症の症状も多く、決して単純アプローチで解決できないものです。私たちは様々な個性に合わせた取り組みを行って行きます。

(3) 私たちは活動プログラムの多様化を図ります。

時として普遍的に提供しなければならない活動や行事の内容もありますが、私たちは提供する活動に決して満足することなく、満足度調査で把握した課題や要望を分析し、過去に実施したことなく、且つ無理のない行事活動や思い出に残るイベントの企画立案を行います。

(4) 私たちは残存機能低下防止・向上に努めます。

リハビリ学会からの報告では「機能訓練は何歳から始めても効果は期待できる。」とされています。様々な基礎疾患を呈する利用者に対し、ケアプランで合意のあった方に関しては「生活リハビリ」を通しての機能訓練を行い、定期的な評価を行って行きます。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	新年度開校式、ひだまり1号館との交流会、調理実習(お好み焼き) 海での魚釣り、お茶ドライブ、グループホームとの交流会、避難訓練 お花見、体重測定、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ ご家族との意見交換会(平成28年度新規で実施)
5月	調理実習(すずカステラ) 外食ドライブ、海での魚釣り、江平保育園児との交流会、グループホームとの交流会、避難訓練、体重測定、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
6月	那珂の郷との交流会、明照デイサービスとの交流会、4~6月生誕生会(住宅型合同) 調理実習(フルーツバイキング) 避難訓練、体重測定、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
7月	ひだまり2号館との交流会、そうめん流し、七夕祭り、調理実習(冷汁) 海での魚釣り(弁当持参) 体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
8月	スイカ割り大会、調理実習(ゼリー) 外食ドライブ、グループホームとの交流会、夏祭り、体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
9月	明照デイサービスとの交流会、敬老会(住宅型合同) 調理実習(白玉団子) 7~9月生誕生会(住宅型合同) ひだまり1号館との交流会、体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティア受け入れ
10月	那珂の郷との交流会、平成28年度大運動会(住宅型合同) 調理実習(鈴カステラ) 海での魚釣り(弁当持参) コスモス見学、体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティア受け入れ
11月	外食ドライブ、ひだまり2号館との交流会、江平保育園児との交流会、調理実習(白玉ぜんざい) 体重測定、非難訓練、宮崎市介護支援ボランティア受け入れ
12月	グループホームとの交流会、10~12月生誕生会(住宅型合同) ひだまり1号館との交流会、クリスマス忘年会(住宅型合同) 餅つき大会、門松製作 体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
1月	初詣、新年会(職員による獅子舞) 調理実習(たこ焼き) 調理実習(焼き芋) 体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ
2月	節分豆まき、外食ドライブ、那珂の郷との交流会、体重測定、非難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ、調理実習(どら焼き)
3月	雑山見学・調理実習(おはぎ作り)・西都原菜の花見学・江平保育園児との交流会(お別れ会)、体重測定、避難訓練、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ

その他の行事・会議・研修等

- (1) 他施設との交流会：江平保育園との交流会
- (2) 毎月定例会議：当該介護支援専門員又は地域包括支援センター主催による利用者担当者会議(自宅又は住宅型有料於)・企画会議(翌月行事検討)・給食委員会・デイ部門職員会議(利用者モニタリング)・ひだまり2号館との合同研修会(奇数月)
- (3) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修・宮崎市通所介護連絡協議会定例会
- (4) 必要研修(内部)：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束、健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル

住宅型有料老人ホーム柳丸館

平成28年度事業計画

1 目 標

地域保障の考え方である自助 互助 共助 公助のバランスの観点から、地域の拠点として地域ニーズまたは入居者ニーズに即した事業展開を行うとともに、幅広い高齢者や障がい者を有する方の生活を支援し、生活の自由度と安心感の醸成・終身入居を創出します。

2 基本方針

一人一人の入居者が安全安心且つ尊厳を持った、生活スキームに沿った適切な医療連携や根拠あるケアを提供し、各社会資源サービスと結びつけて「悪くなくても安心できる生活」を目指します。

宮崎県の住宅型有料老人ホームの数は人口10万人あたりの数が67.2%で全国指標値の48.6%を大きく上回り全国的第5位に位置しています。特に宮崎市の場合は入居を希望する本人家族はそれほど苦労せずに入居することが可能な状況にあります。そのためにも淘汰されること無く、事業所の強みと弱みを的確に把握した上での運営が求められます。

既に入居している方のほぼ全員は家族等が事前にインタネットで検索を行い最終見学の末に入居申し込みを行っています。今や入居検索もインタネットの時代とも言えます。今年度は、ミクロ視点とマクロの二大視点を持ち、深く且つ広く情報を発信して行きます。具体的には以下のような現入居者の方の心身の重度化への対応や職員のスキルアップ・アウトリーチ・地域活動参加を積極的に取り組んで行きます。

3 重点事業

(1) 地域包括ケアシステムでの社会資源としての機能の充実

住み慣れた地域(車で移動30分圏域)の中で人生が完結できるスキームとしての参画を行います。

当該事業所管轄の宮崎市中心東・楳北地域包括支援センター主催での柳丸町をモデルとしての「地域包括ケア会議」に参画し、地域包括ケア会議の第一歩を踏み出します。当該地域包括支援センターの要望もあることから、会議の場として施設機能を開放します。

柳丸町を中心とした「住み慣れた地域」圏内には精神科総合病院が二箇所あり、地域の方が、多く社会的入院を余儀なくされています。やがて高齢化し介護状態に陥った場合は介護保険優先の考え方から社会資源サービスの一環としての受け入れやサービスの提供を行います。そのためにも常日頃から医療地域連携室や精神保健福祉士などの情報交換を行っていきます。

(2) 医療ケアマネジメント力のスキルアップ

前年度は一般状態が低下して注視していた方以外の方の急変や状態悪化を、幾度か経験しました。我々は全入居者を公平一律に健康状態や心身の状態を常時更新して行く必要があります。具体的には以下に重点を置きます。

定期的な医療に関する研修会の実施～協力医療機関のすずき内科クリニックから助言を貰いながら当事業所看護師を中心とした「高齢者に多く見られる疾患の特徴や前兆・予見」又は「数値が示す状態象の把握」をテーマとした研修会を年2回開催します。

介護支援専門員実務研修試験のテキストを活用し、高齢者医療に特化した勉強会を定期的に実施します。

(3) 災害に備えた取り組み

前年度は漏れなく避難訓練(部分訓練)が実施出来ましたが、部分訓練が中心でしたので今年度は、さらに精度を高めた避難訓練と総合防災訓練を実施するとともに、日頃から火災を出さない点検や工夫を行います。具体的には以下の取り組みを行います。

同一建物内であるすずき内科クリニック合同で消防署と消防業者と連携し総合防災訓練を年2回(5月、10月)実施します(共同防火管理協議会としての活動)。

地区自治会長経由による地元消防団との意見交換を行います。

実際の火災を想定したより現実に近い形式での部分訓練を実施します。

防火権限者または防災担当者としての点検(居室カ-テンの防災処理やコンセント確認・防火戸開閉に関する障害物・厨房内火気点検・避難経路の荷物点検)を毎月実施します。

自衛消防隊向けの教育教材を活用した研修を実施し知識と技術向上に努めます。

定期的に受信盤の操作方法の説明を繰り返し行います。

(4) 福祉人としての人材育成

24時間対応型の事業所は、通所訪問系事業所では経験できない入居者に関する情報量の多さまたは昼間では見ることのできない心身の状況を経験することが可能です。これらの情報を適切に裁き、且つ活用または評価したり次の職員に適切に申し送って行く能力が求められます。

福祉人である前に、人として・社会人としての振る舞いや言動が求められます。宮崎県は福祉の父「石井十次」の故郷でもあります。福祉の地、宮崎で仕事ができるという恵まれた環境を踏まえ、我々は以下の点を重点的に取り組んでいきます。

先輩職員から後輩職員への語りかけや業務を通しての人材育成・福祉教育(OJT)

外部研修会への積極的参加(OFFJT)、宮崎県社会福祉研修センター-主催の研修会のみならず、各種団体主催の研修にも積極的に参加をします。

年6回奇数月に開催する、ひだまり2号館との合同研修会での復命研修や勉強会を開催し人材育成や職員間のコミュニケーションの活性を図ります。

資格取得も人材育成の重要な一環と考え、試験対策勉強会を開催し目的達成の一助になれるよう取り組みを行います。

離職の代名詞と言っても良いほどの福祉業界ですが、結婚後も・目標資格取得後も職場を離れること無く、社会福祉法人明照福祉会を誇りと愛情を以て生き生きと仕事ができる職場環境の整備を行うとともに、意見交換の場を設けながら職員のメンタルヘルスケア充実に取り組みます。

人事考課や個別面談を通しての仕事に対する理解度や今後の目標、またはキャリアデザインを明確に生産性の高い職場環境を整えます。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
5月	総合防災訓練一回目・江平保育園との交流会（デイサービスと合同）毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
6月	4～6月生まれの方の誕生会（デイサービスと合同）毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練1回運営懇談会・第
7月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
8月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
9月	敬老会（デイサービスと合同）・7～9月生まれの方の誕生会・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
10月	総合防災訓練2回目・大運動会（デイサービスと合同）毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
11月	江平保育園との交流会（デイサービスと合同）・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
12月	10～12月生まれの方の誕生会・クリスマス忘年会（デイサービスと合同）・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練・第2回運営懇談会
1月	新年会（デイサービスと合同）・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
2月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
3月	江平保育園との交流会（デイサービスと合同）・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練

上記以外の毎月実施の行事等

- (1) すずき内科訪問診療を月2回実施及び訪問歯科診療を必要に応じて適宜実施。
- (2) 月2回の買い物の日を設け生活支援サービスを実施。
- (3) 外部からの移動出張理美容利用・衣類訪問販売・食料品の注文販売適宜・クリーニング、その他入居者生活の利便性を高める為の社会資源の活用。
- (4) 体重測定を月1回実施（毎月1日から3日の三日間）実施。
- (5) 毎朝のバイタル測定。
- (6) デイサービスセンター・ひだまり柳丸館との交流会及び合同行事。
- (7) 毎月の献立表配布及びインフォメーションボード活用。
- (8) 行事食の提供。

その他の会議・研修等

- (1) 定例会議：企画会議（管理者、生活相談員）淀川食品株式会社との給食会議（入居者代表参加）住宅型有料部門職員会議（入居者カフェ、行事検討会、復命研修）ひだまり2号館との合同研修会（奇数月）
- (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修、県市介護支援専門員連絡協議会、その他必要と思われる会議
- (3) 必要研修（内部）：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束、健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル、介護保険関係

那珂の郷 平成28年度事業計画

1 目 標

多機能事業所としての長所を生かしたサービスの提供を図り、合理的配慮をしながら、利用者の社会的自立力を高めていきます。

社会的自立力の大きな要素である経済的自立のための生産活動の充実を図り、利用者の工賃アップに努めていきます。また、障害者虐待防止への意識向上を図ります。

相談支援事業所や関係機関と連携し、障がいのある方々の権利擁護の推進や合理的配慮をしながら、生活の自立の支援を図ります。

利用者、家族、地域のニーズを汲み取り、地域社会に貢献するために必要な社会福祉のあり方を那珂の郷（障がい者福祉）で検討するとともに他の部門（児童、高齢者）との連携を図ります。

2 基本方針

- (1) 各事業所の機能に応じて、利用者の障がいの程度、特性を踏まえ、個性を活かしたサービスの提供に努めます。
- (2) 利用者の活動への参加度合いと収益の向上を目指して利用者の工賃アップに努めます。
- (3) 相談支援事業所や関係機関との連携に努めます。
- (4) 地域イベント等に積極的に参加するとともに、地域に必要とされる施設運営を目指して、地域への貢献に努めます。

3 重点事業

(1) 個に応じた支援計画の作成

各事業所の機能と専門性を踏まえた上で、利用者の興味、関心、能力、個性を適正に把握し、また、サービス等利用計画をもとに個々の利用者に応じた支援計画を作成します。

P D C Aサイクルを踏まえた、モニタリング、個別支援計画書を作成することの重要性を理解して、個別支援計画に沿ったサービスを提供していきます。

利用者のニーズとストレングスモデルに着目した個別支援計画が作れるスキルを目指します。

(2) 生産活動の充実と工賃アップの推進

平成27年度の反省を踏まえ、各事業所の特性を生かしながら工賃アップに繋がります。

利用者が働く喜びを感じるとともに、労働への意欲向上に繋げる支援を行います。

利用者のスキルアップを図り、必要な知識、技術を身につけるなど、工賃アップに努めます。

- ・ 評価やスキルアップへのアプローチの仕方などを通して、利用者が取り組める環境を整え、利用者の活動参加の度合いを高めます。

生産活動収益の拡大に努め、施設の生産品の宣伝に繋がります。

- ・ 農作物の作付時期やさおり、食品加工品の販売など収益の拡大と効率化を常に考慮し販売増に繋がる生産・販売を行います。
- ・ 受注作業のような支出が少なく収入が見込める生産活動にも着目し、収入アップにつなげます。

(3) 関係機関との連携の充実

相談支援事業所や関係機関との連携に努めます。

相談支援事業所や障がい者就業・生活支援センターの関係機関との連携を図っていきます。

学校の長期休業期間中の特別支援学校生徒の日中一時支援事業の利用を促し、通所利用に繋がるようなサービスに努めます。

特別支援学校の実習を積極的に受け入れ、実習生一人ひとりに応じた手厚い支援に努めます。

(4) 地域への貢献

地域に必要とされる施設運営を目指して、地域への貢献に努めます。

那珂の郷の会（保護者の会）の懇親会に参加するなど、積極的に保護者との交流を深め、保護者との連携強化を図ります。

- ・ 施設への苦情には、誠意を持って速やかな対応に努めます。
- ・ 保護者会と連携をして、交流を深めていきます。
- ・ 保護者がいつでも施設へ来られるような雰囲気づくりに努めます。

地域に貢献できる社会資源を検討する。

- ・ 利用者、家族、地域からの要望等について検討します。利用者の日常生活や三者面談、担当者会議などを通じて要望などを聞き取り、ニーズの調査・検討を行います。

(5) 職員研修の充実

職員の利用者への支援能力を高める取り組みを行います。各事業所間の連携を図り保護者の要望に答えられるよう、職員の支援能力を高めます。施設外研修へも積極的に参加し、事業所毎の知識を深め、職員のレベルアップを図ります。

虐待防止委員会を立ち上げ全職員が委員会員となり「サービス向上検討会」として内部研修を実施します。

「キャリアアップ」とともに、障がい特性や強度行動障がいの研修等、支援の視点やあり方に直結した研修に参加して専門性を高めます。

福祉の動向などにも全職員が意識できるようにします。

(6) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。

防災訓練を通して職員は非常時に対応できるようするとともに、ハザードマップ等を掲示して利用者への理解を促します。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	合同交流会 新規利用者歓迎会、那珂の郷の会保護者会
5月	合同交流会 園外レク遠足
6月	合同交流会 誕生会
7月	合同交流会 スイカ割り大会、ミニプール遊び
8月	合同交流会 七夕、夏祭り、合同防災訓練
9月	合同交流会 誕生会、収穫祭
10月	合同交流会 運動会
11月	合同交流会 園外レク遠足
12月	合同交流会 餅つき大会、新田原基地航空祭前日見学、誕生会、クリスマス会
1月	合同交流会 新年会、鏡開き、成人祝い
2月	合同交流会 節分、ボーリング大会、合同防災訓練
3月	合同交流会 園外レク遠足、誕生会

その他、毎月実施する行事等

(1) 全事業所

バイタルチェック・ロッカー整理

車両整備

レクダンス

移動図書館での本の借用と返却

(2) 就労継続支援事業B型

生産活動（農耕・手工芸・食品加工）

施設外就労

- (3) 就労移行支援事業
 - 施設内生産活動
 - 施設外就労
 - 職場実習
 - ハローワーク訪問（その他サポート機関利用）
- (4) 生活介護事業
 - 生産活動、創作活動、音楽活動、美化活動、運動、調理実習、生活訓練、社会見学、施設間交流会、余暇活動、販売所納品集金、生産品配達、回収（アルミ缶等）
- (5) 日中一時支援事業
 - 公共施設の利用
 - カラオケ支援
 - ファミリーレストランでの外出支援、食事支援等
 - 金銭管理支援（昼食代）
 - 買物支援（金銭管理支援）
 - 地域のイベント参加
 - 運動
 - ゲーム

事業別の個別の計画は、次ページ以降のとおり。

就労継続支援B型事業

1 目的

利用者が働くことを通して、自己の存在感を見出し、将来、地域での自立した生活を展望できる支援体制づくりを目指します。

2 基本方針

利用者の障がいの程度、特性に応じたサービスの提供に努めていきます。そのために、社会性や協調性を身に付けられるよう一人ひとりのニーズを把握し、必要とするサービスを考え、個別支援計画を作成した上でサービス提供に努めます。

また、生産活動を充実させ、利用者のスキルアップを図っていくとともに工賃アップに努めていきます。

3 重点事業

(1) 利用者の理解と個別に応じた支援計画の作成

個々の利用者に応じたサービスの質を高めるとともに満足度向上に努め、サービス等利用計画を基に個々に応じた個別支援計画書を作成し、定期的にモニタリングを行い新たな課題や問題にも対応します。

サービス提供連絡表やサービス提供記録票を基に利用者、家族に日々のサービス内容や連絡等を行い満足度向上に努めます。

三者面談を行い、利用者・家族のニーズを把握したうえで個別支援計画書を作成し、個々にあったサービスに努めます。

相談支援事業所や関係機関との連携に努めます。

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者と職員の豊かな信頼関係を構築し合理的配慮をしながらサービスに努めます。

合同交流会の充実を図ります。

コミュニケーションを図る際に必要な手段等を用いて支援していきます。

(3) 基本的生活習慣の育成

基本的生活習慣を習得できるよう、個々の利用者に応じた支援に努めます。

身嗜みの支援、健康管理、生活リズムの確立に努めていきます。

(4) 社会性の育成

利用者が地域生活での自信や自覚を持ち、自立した生活を送ることができる能力を身に付けることができるよう努めます。

園外でのレクレーションを通して、公共の場でのマナー等必要な知識が身に付けられるよう支援します。

販売等への参加、近隣の田畑での環境整備等地域への貢献につながるよう努めます。

(5) 生産活動の充実・工賃アップの推進

必要な知識・技術を身に付け、販売、生産活動の立案を行い、充実を図ります。また、信頼を得られる安心安全な商品づくりに努め、利用者の活動参加の度合いを高め、売上高の向上に努めます。

生産活動に必要な知識・技術を身につけ、利用者のスキルの向上を図ります。

生産計画やニーズに合わせた商品企画に取り組み収益の拡大に努めます。

地域イベント等に積極的に参加し、販売場所の開拓を行っていきます。

(6) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。

各関係機関の立会のもと訓練を実施します。

4 年間事業予定

P 5 2 を参照

就労移行支援事業

1 目的

利用者の就労を目指します。

2 基本方針

利用者の権利擁護に努め、社会的自立、就労へと繋げるための取り組みを行います。

3 重点事業

(1) 利用者の理解と個別に応じた支援計画の作成

個々の利用者に応じたサービスの質を高め満足度向上に努め、新たな課題や問題にも対応します。

サービス提供連絡表
サービス提供記録票
個別支援計画書の作成
利用者、保護者、施設での三者面談
相談支援専門員との担当者会議での情報共有

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者と職員の信頼関係をもとにした活動に努めます。
共同作業、流れ作業等チームワーク作業への取り組み
他事業所との合同作業、行事への取り組み

(3) 基本的な生活習慣の育成

社会参加と自立支援に努めます。
基本的な挨拶訓練
身嗜み確認
報告・連絡・相談の徹底

(4) 社会性の育成

地域生活の充実をめざし、地域貢献にも取り組みます。
近隣の公園等も視野に入れた環境整備等の訓練
近隣の公共施設、公園等でのレクリエーション

(5) 訓練活動の充実

生活面の自立、社会生活と就労に必要な知識・技術の訓練を行います。
施設外就労
宮崎地区就労担当者会にて、ハローワーク、県、労働局、その他の関係機関からの情報の収集、実習への参加
公共交通機関を利用した通勤訓練（施設外訓練）

(6) 求職活動の推進

求職活動を各関係機関と協力し、行います。
公共職業安定所への登録
障害者職業・生活支援センターへの登録
合同面接会や企業見学等への参加

(7) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。
各関係機関の立会のもと訓練を実施

4 年間事業予定

P 5 2 を参照

生活介護事業

1 目的

地域に貢献し、合理的配慮しながら利用者の社会的自立を高めていきます。

2 基本方針

- (1) 利用者の障がいの程度、特性を踏まえ、個性を生かしたサービスに努めます。
- (2) 相談支援事業所や関係機関との連携に努めます。
- (3) 生活介護は「明るく、楽しく、元気よく」
- (4) 活動は「やって見せ、やらせて、褒めて、言い聞かせ」

3 重点事業

(1) 利用者の理解と個別に応じた支援計画の作成

サービス提供連絡表を通して日々の業務内容等の連絡を行い、保護者とのコミュニケーションに努めます。

サービス提供記録票を作成し支援内容等を記録します。

6か月ごとにモニタリングを行い、三者面談で保護者の要望を取り入れた個別支援計画書を作成します。

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者と職員：いろいろな活動をする中で信頼関係の構築に努めます。

利用者相互：他事業所との合同レクリエーション、各行事での交流を図ります。

保護者と職員：利用者の施設生活での情報の共有を行います。

(3) 基本的生活習慣の育成

生活訓練を取り入れたプログラムを作成します。

自立を促すため、日常生活における細やかな支援を行います。

(4) 社会性の育成

公共施設の利用及び社会見学によって見聞をひろめます。

社会で生活していく上で最低限のマナーやスキル向上のための支援を行います。

各施設訪問（プリント配布、米配達等）での挨拶等、生活訓練を行います。

(5) 生産活動の充実

限りある資源（アルミ缶、鉄屑、廃油等）の回収に努めます。

生產品の配達、販売所納品集金（農作物・さをり織り・工芸品等）を行います。

過大不燃物（家電・自転車等）回収を行います。

利用者に過重な負担とならないよう配慮します。

(6) 余暇活動の充実

季節に応じた行事計画を立てます。

回収・配達等の移動は、ドライブ等を兼ねます。

創作活動や音楽、カラオケ、スポーツでの自己表現が出来るよう支援します。

(7) 家族会との連携強化

苦情の対処においては真摯な態度で臨みます。

問題解決のため家族会との密な報告、連絡、相談を行います。

(8) 災害に備えた取り組み

各関係機関の立会のもと訓練を実施します。

ハザードマップを活用します。

4 年間事業予定

P 5 2 を参照

日中一時支援事業

1 目的

- (1) 在宅における介護が困難な家族の負担軽減に努めます。

2 基本方針

- (1) 障がい程度や特性に応じたサービスの提供に努めていきます。
- (2) 日中一時支援事業の契約数と利用実績の拡大に努めていきます。
- (3) 特別支援学校生の受け入れを積極的に行っていきます。
- (4) 相談支援事業との連携を図ります。

3 重点事業

(1) 利用者の理解と個別に応じた支援内容の実施

個々の利用者に応じたサービスの提供に努めます。

利用者の興味・能力・関心・個性を把握しサービスに努めます

見守りや日常的な訓練の中で合理的配慮を行い、施設内外のサービスに努めます

常に安全に危機管理を持って支援に努めます

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者と職員の間関係、保護者と職員の間関係の構築に努めます。

利用者や保護者との交流に積極的に参加します

利用者一人ひとりとコミュニケーションを大切にします

(3) 基本的な生活習慣の育成

地域で生活することを目標に、基本的な生活習慣の習得に努めます。

身嗜みの確認

礼儀作法の習得

(4) 社会性の育成

社会参加できる能力を身に付けさせ、地域社会で楽しく生活できるよう支援に努めます。

公共施設の利用や、イベントに積極的に参加して地域の方々との交流を深めます。

ファミリーレストランでの昼食マナー支援を行います

買い物学習と金銭管理支援に努めます

(5) 家族との連携強化

利用者の施設への苦情には常に誠意と意識を持って対応するとともに家族の願い等も誠意で対応し、家族との信頼関係の構築を目指します。

学校の長期休業期間中の特別支援学校生徒の日中一時支援事業の利用の促しも積極的に行っていきます。

利用者の保護者にも気軽に施設見学ができるよう声かけし、日中一時支援事業の利用について積極的に説明を行っていきます。

(6) 災害に備えた取り組み

日頃から災害に対する意識を高める。

定期的に防災訓練を実施し災害に備えます。

4 年間事業予定

P 5 2 を参照

地域公益活動 平成28年度事業計画

改正社会福祉法により、社会福祉法人は、地域公益活動を行うことが法律上、義務化されました。しかし、社会福祉法人の成り立ちを見ると、地域社会に対して公益的な活動を行うことは当然のことであり、本会もその認識のもと、これまでも様々な取り組みを行ってきましたし、これからも、地域にとって必要なことに積極的に挑戦していきます。その中でも、児童福祉部門の「スマイルクラブ」と高齢者福祉部門の「配食サービス」について個別の事業計画を作成し、さらに内容を充実し、取り組みます。

スマイルクラブ

1 目的

- (1) 乳幼児期を中心とする子育て中の保護者支援を継続的に行います。
- (2) 子どもの姿をありのままにとらえ、保護者としてどう対処したらよいか、その養育姿勢の向上を支援します。
- (3) 子どもとともに伸びゆく保護者の幸せづくりに貢献し、この地域に住んで良かったという実感づくりに努めます。

2 基本方針

近年、子育て世帯をとりまく状況は、核家族化が進むとともに親の就労率も高まり複雑な世情も反映して、育児についての様々な問題や悩みが急増しています。このような中において、社会福祉の増進を図る上で、子育て支援は重要課題となっており、今後ますますそのニーズは多様化していくと予想されます。

そこで、本会の児童福祉部門の3つの保育所の協働で、保育所の保護者に限らず、地域全体に参加を呼びかけ「スマイルクラブ」活動を行います。その中で、子育ての基礎的な素養や態度についての学びの機会をつくり、育児不安や悩みからの解消を支援するとともに、親同士のネットワークづくりや心の癒しに貢献し、生き生きとした楽しい子育てライフを応援します。

3 重点事業

(1) 子育て教室（ペアレントトレーニング）

宮崎大学との共同開催により、トレーナーの有資格者等が「養育スキル」を伝えるとともに、子育て相談に応じます。

(2) レクリエーション

保護者が楽しく参加できるレクリエーションを年間4回程度行い、子育ての喜びや楽しみを感じていただくとともに、親同士のネットワークづくりに貢献します。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月～5月	会員募集
6月～7月	子育て教室幼児版（ペアレントトレーニング）5回講座
10月	視察研修
12月	お正月飾り（しめ縄）製作
1月	お楽しみコンサート
2月～3月	子育て教室小学準備版（ペアレントトレーニング）5回講座
3月	子育て今昔物語 地域文化遺産見学

配食サービス

1 目的

住み慣れた地域や自宅で住み続けることができるための支援（サービス）として、バランスの摂れた栄養と安否確認による安心した生活をお届けします。

2 基本方針

平成25年4月から、明照デイサービスセンター利用者のニーズに応えるために事業として開始したのですが、今では、地域へ浸透し、大きな役割を果たす事業となっています。

様々な理由により自宅での調理が難しくなり、そのことから、住宅型有料老人ホームなどに入居を余儀なくされる方が少なくありませんが、配食サービスを利用することで住み慣れた自宅や地域で住み続けることができるように、今後もサービス内容の充実化を図ります。

利用者については、誰でも利用できるということではなく、利用受付時に生活状況と心身状態のアセスメントを行い、真に配食サービスが必要な利用者に、必要な支援を行うことが重要です。日頃の生活における悩みや相談を中心に、その場での解決が難しい時は必要な関係機関と連携を図り、在宅での生活を継続できるよう支援を行ないます。自発的に悩みや相談を申し出る利用者だけではありませんので、配達の際に日頃との違いに気付くための状態観察や安否確認を徹底します。

地域公益活動ではありますが、収支のバランスを意識し、効率的な事業推進を目指します。

3 重点事業

(1) バランスの摂れた栄養と状態に応じた美味しい食事を提供します。

食事は楽しみの一つです。美味しい食事のためには献立が重要となりますので、日頃の配達時の会話やアンケートを通じて、さらに美味しさを追及していきます。

利用者の中には嚥下や咀嚼といった機能低下を心配されている方もいるため、食べやすい形状の食事提供に努めていきます。

様々な病気を抱えている利用者への配慮も必要です。糖尿病や腎機能低下による食事制限がある方への別メニューの開発に取り組みます。

(2) 安否確認による安心した生活のお手伝いを行ないます。

独居世帯、高齢者のみ世帯といった利用者が大半を占めています。普段から、様々な悩みを抱え在宅生活を続けられていますので、日頃の配達の際に、その悩みを聴き、適切な助言を行ったり、その場での解決が難しい場合は、関係機関と連携をとり、安心した生活が送れるように支援していきます。

緊急時に迅速かつ適切な対応が行なえるように、心配蘇生法などの必要な研修を定期的に行います。

(3) 生活スタイルに応じた食事を提供します。

利用者の生活スタイルを基本として、可能な限り生活習慣にあった食事時間に合わせて配達を行ないます。（昼食：11：00～12：30 夕：16：00～18：00）

(4) 過剰なサービスとならないように必要な食事のサービスを提供します。

申し込み時に生活状況や心身状態を把握し、真に配食サービスを必要とされているかを判断したうえで、サービス提供を行ないます。

(5) 経営及び運営のバランスをとりながら事業を遂行していきます。

申し込みから利用まで、緊急時のサービスについても柔軟に、迅速に対応することでサービスの充実化とともに経営安定を目指します。

材料費等のコスト削減を常に意識しながら、発注方法や調理方法の工夫を行ないます。食数に応じた適正な食材の発注は勿論ですが、キャンセル等の食数変更による残材料を効率的に使用していきます。

設備や必要備品を丁寧かつ大事に使用し、修繕費や購入費を抑えます。

今後も多くの利用希望が期待されるサービスですが、収支のバランスを取りながら事業の拡大を図ります。